

指定管理者候補の選定結果について

保健福祉局

指定管理者候補の選定結果について

| 施設種別 | 施設名 | 指定管理者候補 | 指定期間 | | 担当課 | 頁 |
|-------------|---------------|-------------------------|------|--------------------------|-------|-------|
| 勤労青少年ホーム | 門司勤労青少年ホーム | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | 総務課 | P1～ |
| | 若松勤労青少年ホーム | | | | | |
| | 八幡西勤労青少年ホーム | | | | | |
| 老人施設福祉 | 特別養護老人ホームかざし園 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | 介護保険課 | P21～ |
| 児童障害児発達支援施設 | 総合療育センター | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 3年 | 平成28年4月1日～ 平成31年3月31日 | 障害福祉課 | P41～ |
| 児童発達支援センター | 総合療育センター西部分所 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 3年 | 平成28年4月1日～ 平成31年3月31日 | | P93～ |
| | 到津ひまわり学園 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P127～ |
| | 北方ひまわり学園 | 社会福祉法人 北九州あゆみの会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P169～ |
| | 若松ひまわり学園 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P209～ |
| | 引野ひまわり学園 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P249～ |
| 障害者福祉工場 | 日明リサイクル工房 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | P287～ | |
| | 本城リサイクル工房 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | P309～ | |
| 障害者就労支援施設 | 浅野社会復帰センター | 社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | P319～ | |

指定管理者候補の選定結果について

| 施設種別 | 施設名 | 指定管理者候補 | 指定期間 | | 担当課 | 頁 |
|-------------|----------------|------------------------|------|--------------------------|-------|-------|
| 障害者生活支援施設 | 浅野工芸舎 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | 障害福祉課 | P327～ |
| | 洞海工芸舎 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P337～ |
| | 若松工芸舎 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P347～ |
| | 八幡東工芸舎 | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P357～ |
| 障害者地域活動センター | 門司障害者地域活動センター | 社会福祉法人 あすなる学園 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P367～ |
| | 小倉南障害者地域活動センター | 社会福祉法人 北九州あゆみの会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P405～ |
| | 八幡西障害者地域活動センター | 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 | 5年 | 平成28年4月1日～ 平成33年3月31日 | | P443～ |

平成27年11月12日
保健福祉局総務課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称・所在地：北九州市立門司勤労青少年ホーム（門司区清滝三丁目2番3号）
北九州市立若松勤労青少年ホーム（若松区浜町二丁目10番17号）
北九州市立八幡西勤労青少年ホーム（八幡西区南鷹見町6番1号）

施設内容：①施設概要 別紙のとおり

- ②事業内容
- ・勤労青少年に対する支援事業
 - ・ニートやフリーター等の若者に対する職業的自立支援事業
 - ・地域住民等の一般利用

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人北九州市福祉事業団

所在地：八幡東区中央二丁目1番1号

主な業務内容： ・障害施設、老人施設、保育所、児童館などの施設を運営
・市の受託事業を実施（社会福祉施設従事者等研修、介護認定審査会補助・介護保険訪問調査業務、障害支援区分認定など）

2 指定の経緯

平成27年7月21日～8月4日 募集要項配布

平成27年9月18日 募集締め切り

平成27年10月14日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ・ 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- ・ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：2団体 ・ 共同事業体北九ZERO100プロジェクト
・ 社会福祉法人北九州市福祉事業団

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [雇用有識者] 阿南 一哉 (小倉公共職業安定所次長)
- ・ [財務関係者] 川邊 玲子 (公認会計士)
- ・ [利用関係者] 勅使河原 奈津子 (北九州市青少年育成市民会議事務局長)
- ・ [学識経験者] 古市 勝也 (九州共立大学生涯学習研究センター所長)

5 選定基準等

| 選定基準 (= 審査項目) 及びポイント | |
|----------------------|---|
| 1 | 指定管理者としての適性 |
| (1) | 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針 |
| ① | 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| (2) | 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| ① | 長期間安定的な管理運営 (指定管理業務) を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| (3) | 実績や経験など |
| ① | 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 |
| ② | 応募団体が施設の管理運営 (指定管理業務) に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |
| ③ | 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。 |

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- ⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

| 評価レベル | 乗率 | 評価レベルの考え方 |
|-------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（=審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 平均 | 審査結果 | 得点 |
|---------------------------------|------------------------|----|-------|----|----|---|---|-----|------|----|
| | | | 構成員 | | | | | | | |
| | | | A | B | C | D | | | | |
| 北九 ZERO 100 プロジ ェクト | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 4 | | 3.5 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 | | 2 | 3 | 3 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 3 | 4 | 4 | 3 | | 3.5 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30 | 2 | 3 | 4 | 3 | | 3 | 3 | 18 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 3 | 4 | 3 | 4 | | 3.5 | 4 | 8 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 3 | 3 | 3 | 4 | | 3.2 | 3 | 9 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 2 | 2 | 3 | 3 | | 2.5 | 3 | 6 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 3 | 3 | 4 | 4 | | 3.5 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 4 | | 3.5 | 4 | 8 |
| 合計 | 100 | 51 | 64 | 69 | 70 | | - | | 68 | |
| 優秀指定管理者に対する優遇措置（3点） | | | | | | | | | — | |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | 73 | |
| 北九州 市福祉 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 4 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|----|----|----|----|---|---|-----|----|----|
| 事業団 | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | | 4.2 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 24 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 8 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 15 | 3 | 4 | 4 | 4 | | 3.7 | 4 | 12 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 2 | 3 | 4 | 4 | | 3.2 | 3 | 6 |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 3 | 3 | 4 | 4 | | 3.5 | 4 | 8 |
| (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 8 | |
| 合計 | 100 | 71 | 77 | 80 | 80 | | - | | 78 | |
| 優秀指定管理者に対する優遇措置（3点） | | | | | | | | | | — |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | | 83 |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

① 共同事業体北九ZERO100プロジェクト

・施設管理といったハード面では実績があるが、講座や事業の企画などのソフト面では、スポーツ分野について新規の企画はあったものの、キャリア形成の支援に十分つながるか課題があり、子ども・若者応援センター「YELL」といった関係機関との具体的な連携の提案がなかった。

・従来の講座に加え、新規の事業を提案している一方で、収支計画の中では、従来から実施している講座に関する収入・支出ともに計上がないため、提案の指定管理料でまかなえるのかという課題がある。

② 社会福祉法人北九州市福祉事業団

・ニートに対する自立への支援やキャリア形成の支援などの具体的な提案があり、勤労青少年ホームの設置目的に沿った運営の実績がある。

・人的基盤や財政基盤がしっかりしており、安定している。

(3) 検討会における検討結果

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、これまでの運営実績に加え、勤労青少年ホームの設置目的を十分理解した提案を行っており、全ての項目において、最も優れた提案を行っていることから、指定管理者としてふさわしいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終結果を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 勤労青少年ホームの設置目的をよく理解し、指定管理業務を行うにあたり、十分な財政基盤・人的基盤とともに、実績と経験を有しており、安定かつ継続した管理運営が期待できる。
- ・ キャリア形成の支援事業といった勤労青少年に対する支援事業、ニートやフリーター等の職業的自立のための支援事業に関する具体的な提案があり、勤労青少年ホームの設置目的を十分に達成することができる。
- ・ 子ども・若者応援センター「YELL」を運営しており、事業の効果的な連携が可能である。

8 提案額

74, 829千円（平成28年度）

76, 213千円（平成29～32年度）

北九州市立勤労青少年ホーム施設概要

| 施設名 | 門司勤労青少年ホーム | 若松勤労青少年ホーム | 八幡西勤労青少年ホーム |
|-------------|--|--|--|
| 愛称 | プラザ門司 | ヤングプラザ | フレッシュプラザ |
| 所在地 | 門司区清滝三丁目2-3 | 若松区浜町二丁目10-17 | 八幡西区南鷹見町6-1 |
| 開館年月日 | 昭和50年9月5日 | 昭和49年6月9日 | 昭和58年6月1日 |
| 施設の概要 | (1) 構造 鉄筋コンクリート地上2階、地下1階 (2) 敷地面積 1,556.87㎡ (3) 延床面積 1,808.99㎡ (4) 建設費 177,725千円 | (1) 構造 鉄筋コンクリート3階 (2) 敷地面積 1,645.62㎡ (3) 延床面積 1,147.46㎡ (4) 建設費 98,164千円 | (1) 構造 鉄筋コンクリート2階 (2) 敷地面積 3,269.65㎡ (3) 延床面積 1,097.77㎡ (4) 建設費 187,046千円 |
| | 【1階】 事務室 集会室 絵画室 音楽室 研修室 第二研修室 料理室 年長者趣味のコーナー 和室 【2階】 体育室 | 【1階】 事務室 体育室 陶芸室 【2階】 音楽室 絵画室 料理室 【3階】 第一集会室 第二集会室 和室 | 【1階】 事務室 料理室 相談室 体育室 【2階】 音楽室 和室 集会室 講習室 絵画室 【屋外】 テニスコート1面 |
| 共用時間 休業日 | <p>【共用時間】午前10時～午後9時</p> <p>【休業日】土曜日、日曜日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>※土曜日は、休業日（職員は勤務を要しない日）であるが、施設そのものは勤労青少年を含めた地域住民の余暇活動の場として提供している。</p> | | |

北九州市立勤労青少年ホーム指定管理者選定に関する提案概要

| 審査項目 | 共同事業体北九ZERO100プロジェクト | 社会福祉法人北九州市福祉事業団 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|-----------------|-----------------------|-----------------------|-------|-----------|-------------|------|-----|----|-----|--------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|--------------|--|-----|--------|-----|---|
| 1 指定管理者としての適性について | <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>基本理念：地域に根差し、様々な若者が生き生きと集う施設運営</p> <p>【7項目の基本方針】</p> <p>1. 勤労青少年の福祉の増進に寄与できる管理運営。2. 公共性・公益性の高いサービスを提供し、利用者に平等でやさしい管理運営。3. 法令遵守と個人情報保護を徹底した管理運営。4. 施設の効用を最大限に発揮する管理運営。5. 利便性やサービスの幅を広げながらコスト削減を実施し、安定した収支体制を実現できる管理運営。6. 実績と経験を生かして安心安全な管理運営。7. 行政や関係団体、地域と連携した管理運営。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">北九メンテ協同組合</td> <td style="text-align: center;">メディカルネットサービス・スポーツ株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">創立年月日</td> <td style="text-align: center;">昭和62年5月8日</td> <td style="text-align: center;">平成25年11月15日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">創業年数</td> <td style="text-align: center;">28年</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">1,800千円（出資金）</td> <td style="text-align: center;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売上高（単体）</td> <td style="text-align: center;">113,659千円</td> <td style="text-align: center;">155,226千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グループ全体</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">約7,800,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業員</td> <td style="text-align: center;">1,458名</td> <td style="text-align: center;">70名</td> </tr> </table> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>数多くの施設管理と、各種講座、イベントを企画運営しています。</p> | | 北九メンテ協同組合 | メディカルネットサービス・スポーツ株式会社 | 創立年月日 | 昭和62年5月8日 | 平成25年11月15日 | 創業年数 | 28年 | 2年 | 資本金 | 1,800千円（出資金） | 1,000千円 | 売上高（単体） | 113,659千円 | 155,226千円 | グループ全体 | 約7,800,000千円 | | 従業員 | 1,458名 | 70名 | <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>当法人は、「基本理念」「スローガン」「経営方針」「行動規範」を定め、職員の意識改革を推進するとともに、福祉サービスの提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。また、施設の運営方針として、勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うとともに、社会環境の変化に対応して、ニートやフリーター等の若者に対する自立支援や、高齢者等地域住民の社会参加を支援するための取り組みを幅広く展開します。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>昭和40年の法人設立以来50年間にわたり、障害施設・保育所・児童館等10種75施設を運営。</p> <p>千人を超える福祉や医療の専門職を有し、法人全体の予算規模は86億円を超えています。法人事務局による人事・財政面の集中管理体制を確立し、効率的で安定した施設運営を実現しています。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>障害施設、保育所等75施設以外に、社会福祉研修所、レインボープラザ等の研修企画や貸館管理事業を実施しており、勤労青少年ホームの運営に活かせるノウハウを持っています。また、平成22年10月から子ども・若者応援センター「YELL」の事業を北九州市から受託し、YELLとの連携の中で、若年未就労者やひきこもり等を対象とする自立に向けた事業を実施してきており、今後も若者の自立支援に向けて更なる事業を展開していきます。</p> |
| | | 北九メンテ協同組合 | メディカルネットサービス・スポーツ株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 創立年月日 | 昭和62年5月8日 | 平成25年11月15日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 創業年数 | 28年 | 2年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資本金 | 1,800千円（出資金） | 1,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 売上高（単体） | 113,659千円 | 155,226千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | グループ全体 | 約7,800,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 従業員 | 1,458名 | 70名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【有効性】に関する取組

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

1. 常連団体の利用継続を促進する。
2. 新規利用団体のリピーター化を図る。
3. 新規の利用者の獲得を図る。
4. 自主事業を立ち上げその継続を図る。
5. 催事関連や施設関連の情報発信を行う。
6. 施設の利便性を図る。
7. 施設の快適さ（美化と衛生）の維持に努める。
8. 土曜日に職員を常駐し利用者拡大に努める。

(2) 利用者の満足度

- ①市民目線での施設運営について、日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの意見を反映し、改善に努め、結果を利用者へフィードバックする。
- ②受付対応の質の向上について、利用者からの苦情をデータベースとして蓄積し、苦情対応のロールプレイング研修や勉強会を実施する。
- ③利便性の向上を図る。
- ④安心安全な施設の実現に取り組む。
- ⑤美観維持と整理整頓に努める。
- ⑥施設・設備・器具の整備を行う。
- ⑦高齢者・身障者へ配慮した施設運営を行う。
 - ・利用者アンケートの満足度は平成 28 年度～平成 32 年度まで 90%を目標としている。

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

平成 23 年度から 5 年間取り組んできた勤労青少年の健全育成事業の経験を踏まえ、相談事業、キャリア形成の支援事業、余暇活動の支援事業などに継続して取り組んでいきます。また、社会生活を営む上で困難を抱えている若者たちの自立に向けた支援を行うため、子ども・若者応援センター「YELL」と協力して、就労体験型のプログラムを実施します。

さらに、ホームは地域の「社会資源」としての役割を果たすべく、地域に根差した行事や利用団体の交流等幅広い事業を行い、一般利用者の増を図ります。

(2) 利用者の満足度

アンケート調査や受付窓口で意見聴取を行って、利用者からの意見や要望を収集し、それらを事業に反映して、利用者の視点に立った満足度の高いサービスを提供します。

また、ホームの業務や職員対応への苦情は、業務改善のための良い機会と捉え、誰もが意見を出しやすい環境づくりに努めます。

| | | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|---|
| <p>【効率性】に関する取組</p> | <p>(1) 指定管理料及び収入</p> <p>管理運営費の効率的な運用と経費節減に向け、委託費、光熱水費、諸経費の削減に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 徹底した自社管理 2. 効率的な再委託 3. 共同購入等でコストダウンを図る 4. 電気量削減に向けデマンド管理徹底 <p>収入増に向け、自主事業の立ち上げや、利用者数拡大に向け広報活動の活発化を図る。</p> <p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>2社の経験と実績を生かし、目標設定額の範囲内で最大限の効果が発揮できるよう企画、検討、実行を繰り返す。</p> <p>2社の組織力（人的、知的、財政力）を持って業務遂行し実現を図る。</p> | <p>(1) 指定管理料及び収入</p> <p>○ 支出については、平成23年度から26年度の4年間の運営実績を踏まえ、それにニートやフリーター等の自立支援に向けた新たな事業展開のための経費、あるいは、施設の安全管理のため一人勤務の状態を解消すべく新たに配置するパート職員の人件費等を加味して積算しています。</p> <p>○ 収入については、利用料、講座受講料等について、平成26年度の実績額で積算しています。</p> <p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>○ 清掃、警備等の業務委託については、事業団本部で、運営施設を一括して入札等を行うことにより、経費節減に取り組んでいます。</p> <p>○ 各種講座について、若者や地域住民等に向けて、よりニーズの高い資格取得のための講座や教養講座などを企画し、受講者増を図ります。</p> <p>○ 体育館や講習室等については、地域のコミュニティーセンターとして、ホームページ等を利用した情報発信に努め、利用率アップに努めます。</p> | | | | |
| <p>【適正性】に関する取組</p> | <p>(1) 管理運営体制など</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="516 1220 1071 1507"> <p>責任者の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト責任者 共同企業体の代表 ②館長 施設の責任者 </td> <td data-bbox="1071 1220 1611 1507"> <p>体制の中での会議の位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループ運営会議 基本的な運営方針の協議・決定機関 ②事務所会議 運営方針に基づいた実務会議 </td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="516 1587 1071 1812"> <p>施設運営力の向上を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> ①職員の研修を通じて資質向上 ②外部講師による職員教育の実施 ③資質に応じた研修プログラム導入 </td> <td data-bbox="1071 1587 1611 1812"> <p>地域との連携と協働関係の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の活性化やコミュニティ形成 ②市民活動の支援 ③地域の雇用創出 ④学校教育への協力 </td> </tr> </table> | <p>責任者の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト責任者 共同企業体の代表 ②館長 施設の責任者 | <p>体制の中での会議の位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループ運営会議 基本的な運営方針の協議・決定機関 ②事務所会議 運営方針に基づいた実務会議 | <p>施設運営力の向上を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> ①職員の研修を通じて資質向上 ②外部講師による職員教育の実施 ③資質に応じた研修プログラム導入 | <p>地域との連携と協働関係の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の活性化やコミュニティ形成 ②市民活動の支援 ③地域の雇用創出 ④学校教育への協力 | <p>(1) 理運営体制など</p> <p>○ 施設の管理運営及び講座等企画運営の経験のある職員を配置します。</p> <p>○ 午前10時から午後9時までの開館時間を常勤職員3人体制で運営するため、1人勤務の時間帯ができ、利用者が不安を感じています。この状態を解消すべく、常時2人以上の職員配置を確保し、安全面の配慮及びサービス向上を目指して、パート職員を配置します。</p> <p>○ 法人事務局が、人事、給与、経理、職員研修、各ホーム間の連絡調整、行政機関との連絡調整など、全面的にバックアップし、ホームの機能強化を図ります。</p> |
| <p>責任者の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト責任者 共同企業体の代表 ②館長 施設の責任者 | <p>体制の中での会議の位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループ運営会議 基本的な運営方針の協議・決定機関 ②事務所会議 運営方針に基づいた実務会議 | | | | | |
| <p>施設運営力の向上を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> ①職員の研修を通じて資質向上 ②外部講師による職員教育の実施 ③資質に応じた研修プログラム導入 | <p>地域との連携と協働関係の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の活性化やコミュニティ形成 ②市民活動の支援 ③地域の雇用創出 ④学校教育への協力 | | | | | |

| | | | |
|--|---------------------------|--|--|
| | <p>【適正性】に関する取組</p> | <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>個人情報の保護</p> <p>①個人情報保護方針の作成 ②個人情報保護規定の作成</p> <p>③個人情報の取り扱いについて施設内に提示 ④個人情報保護マニュアルの作成 ⑤個人情報を取り扱う職員との秘密保持誓約書の締結 ⑥職員に対して、個人情報保護に関する教育の実施 ⑦PCにセキュリティソフトの導入とパスワードの設定</p> <p>平等利用</p> <p>①規則に基づき偏向のない対応 ②高齢者・身障者に配慮した管理運営</p> <p>③平等利用の確保と促進を目指した企画・改善・検討の実施</p> <p>安心安全な施設を実現</p> <p>①危機管理体制とマニュアルの機能強化 ②訓練による危機管理能力の向上</p> <p>③指定管理者賠償責任保険、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険</p> <p>提案額（千円）</p> <p>平成28年度 72,440千円</p> <p>平成29年度 73,489千円</p> <p>平成30年度 73,489千円</p> <p>平成31年度 73,489千円</p> <p>平成32年度 73,489千円</p> | <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>○ 利用者の個人情報保護に積極的に取り組み、情報漏洩の防止と適切な管理を行います。</p> <p>○ 安全管理や事故対応などについては、各種マニュアルや安全チェックリストを活用し、自己防止に努めるとともに、事故発生時の的確な対応を徹底します。</p> <p>○ 法人全体の災害対策要綱を策定し、緊急時の職員配置、役割を定めており、災害時の利用者の安全確保に努めます。</p> <p>提案額（千円）</p> <p>平成28年度 74,829千円</p> <p>平成29年度 76,213千円</p> <p>平成30年度 76,213千円</p> <p>平成31年度 76,213千円</p> <p>平成32年度 76,213千円</p> |
|--|---------------------------|--|--|

北九州市立勤労青少年ホーム指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 平成27年10月14日(水) 9:25~11:55
- 2 場 所 北九州市役所 8階 82会議室
- 3 出席者 (検討会構成員) 古市構成員(座長)、阿南構成員、川邊構成員、
勅使河原構成員
(事務局) 保健福祉局総務課長、社会振興係長、担当職員

4 会議内容

- 構成員の互選により、座長を選出
- 当日のスケジュールについて、事務局より説明
- 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項等について、事務局より説明
 - ・ 公共施設マネジメントの対象施設となっていることから、次期指定期間の途中に施設の全部または一部を廃止せざるを得ない場合があり、指定期間が短くなる場合もあることを説明
- 応募団体(北九ZERO100プロジェクト)より提案概要に関してプレゼン
- 応募団体(北九ZERO100プロジェクト)との質疑応答
 - (構成員) 安定的な人的基盤や財産基盤とあるが、メディカルネットサービス・スポーツは平成25年に設立されており、決算書をみると、利益があまりあがっていないと感じるが、どう考えているか。
 - (応募団体) メディカルネットサービス・スポーツ単体では、平成25年に設立されてまだ間がないが、国際学園グループをベースに設立した会社であり、グループ全体で考えると、45億円くらいの利益がある。これをベースとして、人的な配置もフォローできると考えている。
 - (構成員) 学び直しやキャリア形成において、特に力を入れている点があれば、教えてほしい。
 - (応募団体) 勤労青少年向けの支援オリエンテーションを開催し、自立に向けての相談、資格取得、講座の紹介を行う。次に、自立に向けての支援として、当事業体で支援できる資格や資格取得に向けての学費支援制度の紹介、アルバイトの受入れ支援を行う。また、当事業体での職場体験や当事業体への就業、YELLとの連携による支援を考えている。
 - (構成員) 講座は体育系が中心だが、文化系の講座はどのように考えているか。
 - (応募団体) 現在実施している講座は利用者もいることから、基本的には継続していく。
 - (構成員) 現在実施している講座は、継続ということだが、新規で計画してい

るものはないのか。

(応募団体) 現状を継続することが基本だが、2年目以降はアンケートをとって利用者のニーズを踏まえ、新たな講座を企画したい。

(構成員) ニートの方が社会活動に復帰できるために、具体的にはどのようなことを考えているか。

(応募団体) 難しい問題だと思うが、まず、親、兄弟、友達など、近くにいる人から取り込んでいきたい。そのためには、勤労青少年ホームにきてもらえるような魅力的な情報をホームページ等で発信していきたい。

(構成員) 勤労青少年の利用機会の拡大として、YELL等の関係機関との連携とあるが、具体的にはどういうことを考えているか。

(応募団体) 職業安定所やYELLとの連携などを考えており、YELLが実施している就職支援の説明会などを案内したいと考えている。

(構成員) 先程の話では、現在実施されている講座は継続するということだったが、その部分は収支計画に反映されているか。

(応募団体) 利用料に含んでいる。

(構成員) 勤労青少年ホームのホームページをみて試算してみると、従来の講座の収入として低く見積もっても800万円の収入があるという想定になるが、そこはどのように考えているか。

(応募団体) 検証が難しかったが、利用料金収入が400万円弱であり、そこから算定した。勤労青少年は、受講料や使用料が無料になっており、収入になるとはあまり考えていない。プラスができれば、何らかの形で還元したいとの気持ちがある。新たな自主事業もほとんど無料のため、収入とはならない。

(構成員) 自主事業のところでも、収入が27万円で支出が42万円であり、マイナスが発生するが、そこは今後改善していくのか。

(応募団体) 改善していきたいと思っている。メディカルネットサービス・スポーツには、生徒がおり、ボランティアによる講習の実施などにより、極力費用はおさえたいし、管理事務所の中にボランティアを常駐させ、費用がかからないように考えている。

○ 事務局から市の評価レベルをもとに各自の評価レベルを記入するよう説明

○ 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自評価レベルを記入。その後、構成員全員で意見交換

(構成員) ハード面では、管理は慣れている一方で、ソフト面では、スポーツ分野には強いが、キャリア形成や学び直しをして、キャリアにつなげるという支援が心配という感じがした。

(構成員) 関係機関との連携については、もう少し踏み込んだ回答がほしかった。ビルメンテナンス業界なので、施設管理については優れていると思うが、全体的な管理運営には不安を感じる。

(構成員) 収支面のところで、講座収入についての理解が足りないと感じた。自主事業を無料にすることで、利用者を増やしていくとなると、事業費だけが増え赤字となり、指定管理料でまかなうことができるのかと感じた。

- 応募団体（北九州市福祉事業団）より提案概要に関してプレゼン
- 応募団体（北九州市福祉事業団）との質疑応答
 - （構成員） 収支計画書の利用料について、利用者数の目標が実績より減っているが、収入では利用料金が前回の実績に対して増えている。講座収入の積算の根拠をお尋ねしたい。
 - （応募団体） 勤労青少年の受講料の有料化や一般の利用を増やして、受講料を増やしていくという目標を立てている。
 - （構成員） 講座収入では単価をあげるという形で、収入を増やしていくということか。
 - （応募団体） 単価ではなくて、人数を増やしていきたいという目標である。
 - （構成員） 提案している利用者目標とは、かい離があるということか。
 - （応募団体） 目標の数値としては、提案の数値としたい。
 - （構成員） パソコンリースについて、事業費とその他管理運営に関する経費の両方で計上されているが、理由があるのか。
 - （応募団体） 講座受講生用と講師用で分けている。
 - （構成員） その他管理運営に関する経費の業務委託費で、施設の維持管理に関するもの以外とあるが、具体的にはどのようなものか。
 - （応募団体） 若者のこころとしごと相談室のカウンセラー派遣費用である。
 - （構成員） 現状から一歩踏み出した新しい企画や講座に取り組む予定はあるか。
 - （応募団体） 若者向けのスポーツなどを増やしていきたいし、例えば、子育て中のお母さんが来れるように託児をするなど、同じ講座でも来れる人の範囲を広げたい。具体的な内容に関しても幅を広げたい。
 - （構成員） 若者のこころとしごと相談室は過去からの継続か。利用実績はどのくらいあるか。
 - （応募団体） 過去からの継続である。利用実績は決して多い数字ではない。利用者を増やしていくために、YELLと連携し、YELLに遠くに行きづらい人は勤労青少年ホームにきてもらえればよいと思っている。いろいろな活動をする中で、もう少しPRに力をいれていきたい。
 - （構成員） キャリア形成やニート対策など、指定期間の切り替えにあたり、今までの経験を踏まえて、さらに手がけたいところはどこか。
 - （応募団体） ニート対策については今までもやってきたが、YELLや子ども・若者支援地域協議会とさらなる連携を進めたい。自宅に引きこもっていた人が社会にでるためのスキルアップ以前の簡単なビジネスマナーも他の機関でもやっているが、勤労青少年ホームでも実施すれば、もう少し利用が増えると思っている。
- 事務局から市の評価レベルをもとに各自の評価レベルを記入するよう説明。
- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自評価レベルを記入。その後、構成員全員で意見交換
 - （構成員） 提案書を両面でコピーするなど、コスト意識は高いと感じた。意見箱の設置も評価できる。また、5年間の実績がある。
 - （構成員） 実績はあるが、次に向けての目玉がほしかった。また、5年間の目標利用者数も一定であり、保守的な感じがした。

- 審査項目ごとに、各構成員の評価レベル再考の機会を設け、事務局で確認しながら、各構成員の評価レベルを決定
- 審査項目「指定管理者としての適性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
 - (構成員) 北九州市福祉事業団は規模が大きいという点で、人的基盤は十分ある。財政状態も借り入れなどの負債がないので、安定性は高い。
 - (構成員) 学習という面で実績などを見たときに、北九州市福祉事業団が経験があるという感じがしたが、どういう形で若者の利用を増やすかというのは、今後の課題であると思う。
- 審査項目「有効性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「効率性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 審査項目「適正性」について協議し、各構成員の評価レベルを再度確認したうえで、検討会としての評価レベルを決定
- 事務局は合計得点を発表し、検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議
 - (構成員) 点数に反映されているように、北九州市福祉事業団の方が、経験があり、勤労青少年ホームの運営やニートに対する対応、キャリア支援等に配慮がみてとれた。
 - (構成員) 規模の大きさと比べると、北九州市福祉事業団の方が大きく、財政基盤もしっかりしているというのは大きい。北九ZERO100プロジェクトは新しく応募したということでわからないところもあるかと思うが、もう少し計画が長けていればいいと感じた。現在の指定管理者の北九州市福祉事業団と比較すると、北九ZERO100プロジェクトがより優れた提案をしなければならないと感じた。
 - (構成員) より相手を上回るどころや違うところをもっとアピールすることができれば、よかったかもしれない。
 - (構成員) ニート対策で、スポーツを通じて効果的なモデルをつくるということが今後でてくるとよい。ギラヴァンツ北九州との交流を通して、若者をひきつけられるような提案が次回はできて、成長していただければと思う。
 - (座長) 検討会としての検討結果の文案については、本日の議論と合計得点を踏まえ、事務局と協議し、後日、提示することとしたい。
- 検討会の検討結果は、「社会福祉法人北九州市福祉事業団が最も優れた提案を行っていることから、指定管理者としてふさわしいと判断する。」となり、検討結果（総合的な所見）欄については、座長と事務局で文案を作成し、後日、全構成員に確認していただくことで、検討会を終了した。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」を選定しました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立特別養護老人ホームかざし園

所 在 地：北九州市門司区南本町3-3

施設内容：建物面積 1,499.75 m²（特養部分）鉄筋コンクリート造3階建
（3階部分は門司病院の一部）

1階：事務室、電気室、厨房、食堂、静養室、機能回復訓練室、調理員室、
食品庫、面談室、洗濯室、浴室、トイレなど

2階：居室（15室）、医務室、静養室、介護職員室、浴室、
倉庫、トイレ、娯楽室、洗濯室、物干室など

3階：一部が特養のEV室他

※隣接する門司病院と一部合築

1階の一部が門司病院のカルテ室・機械室

3階の大部分が門司病院の手術室

居室は、4人部屋：13、2人部屋：2 計56（1床はショート床）

事業内容：常時介護が必要で、自宅において生活することが困難な概ね65
歳以上の高齢者を入居させ、日常生活の介助や機能訓練などのサ
ービスを提供するもの。

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団

所 在 地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

主な業務内容：障害児・者のための総合医療センター・小池学園・ひまわり
学園・特別養護老人ホーム・保育所・児童館等の10種75
施設の施設等を運営

市受託事業として、社会福祉施設従事者等研修事業、介護認
定審査会補助業務、介護保険訪問調査業務等の実施

2 指定の経緯

| | |
|-------------------|-------------|
| 平成27年 7月22日～8月12日 | 募集要項配布 |
| 平成27年 9月18日 | 募集締め切り |
| 平成27年10月19日 | 指定管理者検討会の開催 |
| 平成27年11月 | 指定管理者候補を決定 |

(1) 応募資格

- ① 法人等の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 現在、実施されている低所得者の利用者への介護保険料の負担軽減措置を維持するため、社会福祉法人利用者負担軽減措置事業又はこれと同等の措置を講じること。
- ④ 募集説明会(現地説明会)に出席すること
- ⑤ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

募集要項配布：2団体

説明会参加：2団体

応募件数：2団体(社会福祉法人 暁会、
社会福祉法人 北九州市福祉事業団)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を選定しました。

4 検討会構成員

- ・[市民代表] 猪熊 和仁(老いを支える北九州家族の会 相談役)
- ・[市民代表] 財津 康男(北九州市民生委員児童委員協議会 副会長)
- ・[学識経験者] 中野 昌治(福岡県弁護士会北九州部会高齢者・障害者委員会)
- ・[学識経験者] 中村 貴志(福岡教育大学教育学部 教授)
- ・[市民代表] 丸林 和子(高齢社会をよくする北九州女性の会 理事)

(五十音順)

5 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|---------------------------------------|---|
| 1 指定管理者としての適性 | |
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 ② 社会福祉を目的とする事業者としての経営理念及び経営理念を具体化した施設運営の基本方針 |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| (3) 実績や経験など | <ul style="list-style-type: none"> ② 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。 |
| 2 管理運営計画の適確性 | |
| 【有効性】 | |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 介護予防により生活を支援する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑤ 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ 社会福祉を推進する団体の責務として、低所得者へ配慮した法人運営や施設経営の基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| (2) 利用者の満足度 | <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ④ 利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑤ 利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ 先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴があるか。 ⑦ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |

| |
|--|
| 【効率性】 |
| (3) 指定管理業務に係る費用 |
| ① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。 |
| ② 利用料金の設定が適切であるか。 |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。 |
| ④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。 |
| 【適正性】 |
| (4) 管理運営体制など |
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④ 施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ⑤ 社会福祉を推進する団体として、地域福祉の核となり得るような取組みや地域に開かれた運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ⑥ 地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に受け込む工夫など、地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| (5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など |
| ① 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 |
| ② 人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ③ 誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ④ 日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ⑤ 火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ⑥ 虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |
| ⑦ 個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 |

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準 (=審査項目) 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | | | 平均 | 審査 結果 | 得点 |
|----------------------------|----------------------------|----|-------|----|----|----|-----|-----|----------|----|----------|----|
| | | | 構成員 | | | | | 平均 | 審査 結果 | | | |
| | | | A | B | C | D | E | | | | | |
| 社会福祉法人 暁会 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.4 | 3 | 3 | | |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 | | |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.6 | 4 | 4 | | |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 25 | 4 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3.6 | 4 | 20 | | |
| | (2) 利用者の満足度 | 25 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 15 | | |
| | 【効率性】 | | | | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理業務に係る経 費 | 15 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 9 | | |
| | 【適正性】 | | | | | | | | | | | |
| (4) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3.6 | 4 | 8 | | | |
| (5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など | 10 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 6 | | | |
| 合 計 | 100 | 70 | 72 | 74 | 61 | 60 | — | | 68 | | | |
| 社会福祉法人 北九州市 福祉事業団 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4.4 | 4 | 4 | | |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 25 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | | |
| | (2) 利用者の満足度 | 25 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 4.6 | 5 | 25 | | |
| | 【効率性】 | | | | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理業務に係る経 費 | 15 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.8 | 4 | 12 | | |
| | 【適正性】 | | | | | | | | | | | |
| (4) 管理運営体制など | 10 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4.6 | 5 | 10 | | | |
| (5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など | 10 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 | | | |
| 合 計 | 100 | 87 | 85 | 83 | 80 | 85 | — | | 87 | | | |
| 地元団体に対する優遇措置 (5点) | | | | | | | | | 92 | | | |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

① 社会福祉法人 北九州市福祉事業団について

- ・これまでの実績、提案内容、財源、人材等が整ったうえでの厚みのある提案であり、安定的な運営が見込まれる。
- ・利用者や地域住民の自己決定の考え方など、地域福祉を考えるうえでのポイントが提案の随所に示されており評価できる。
- ・財政基盤や人的基盤がしっかりしている。現在の入所者の状態や地域の状況、これまでの実績を踏まえた提案であり、具体性・実現性がある。
- ・地域支援について細かく提案されており評価できる。
- ・「選ばれる施設」という考え方はわかりやすい表現であり、地域に向けた「かわら版」の発信などは細かい配慮も感じる。

② 社会福祉法人 暁会について

- ・指定管理者としてかざし園を運営したいという意欲を感じる。
- ・隣接する市立門司病院の現在の指定管理者がグループ法人であるということは、医療との連携について期待ができるのではないか。
- ・提案内容が標準的なレベルにとどまっている。
- ・医療と福祉を総合的に提供するという趣旨は良く理解ができるが、地域をいかに巻き込むか、開拓するかという視点に不足感がある。

(3) 検討会における検討結果

- ・社会福祉法人北九州市福祉事業団は、長年にわたり特別養護老人ホームかざし園の管理運営を行っている。平成18年度指定管理者制度導入以降も、指定管理者としての十分な実績があり、また同施設の管理に対する強い意欲が感じられた。一方、社会福祉法人暁会は、隣接する市立門司病院の現在の指定管理者がグループ法人ということで、医療との連携について期待できるが、提案項目の内容が標準的なレベルであり、地域連携等に関しての具体的な取り組み等が伝わりにくい部分もあり、高い評価には結びつかなかった。検討会としては、数値目標等も含め具体的な提案を行い、各構成員の評価・合計得点が高くなっている、社会福祉法人北九州市福祉事業団が指定管理者として相応しいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、高齢者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。

- ・平成18年度指定管理者制度導入以降も、特別養護老人ホームかざし園の指定管理者としての十分な実績がある。また同施設の管理に対する強い意欲が感じられる。
- ・認知症ケアの取組みに対する実績や体制、ターミナルケアの実績、また若年性認知症ケアに関する取組みの提案もなされており評価できる。
- ・かざし園周辺地域の実情を把握して、その状況に応じた地域連携について、実績を踏まえた具体的な提案がなされている。
- ・法人全体で、経験豊富なスタッフ、福祉専門職を数多く有している。また、十分な基本財産を有しており、財政基盤も安定している。

8 提案額

0円（平成28年度～平成32年度までの各年度）

北九州市立特別養護老人ホームかざし園指定管理者選定に関する提案概要

| 審査項目 | 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 | 社会福祉法人 暁会 |
|-------------------|---|---|
| 1 指定管理者としての適性について | <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 当法人は、「基本理念」「スローガン」「経営方針」「行動規範」を定め、福祉サービス提供者として福祉の推進と市民福祉の向上・増進に努めます。また、施設の運営方針として、①利用者本位のサービス提供、②地域連携、③生活環境の整備、④公平・公正な施設運営、⑤職員の資質と専門性の向上、の5つを掲げ、利用者一人ひとりの意思や人権を尊重し、その人らしい生活を営むことができる家庭的で温かみのある施設運営を目指します。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤 昭和40年法人設立以来、50年間にわたり、老人福祉施設、障害児者施設、保育所、児童館等を運営。1,000人超の福祉や医療専門職を有し、法人全体の予算規模は86億円を超えています。法人事務局による人事・財務面の集中管理体制を確立し、効率的で安定した施設運営を実現しています。</p> <p>(3) 実績や経験など 特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等の老人福祉施設、介護実習・普及センターや社会福祉研修所、総合療育センター、介護保険関連業務等、幅広い実績があります。また、「認知症介護指導者」の有資格者、認知症介護実践者（リーダー）研修の修了者、認知症ケア専門士、介護福祉士、社会福祉士等の専門的知識や実務経験豊かな職員を多数有しています。</p> | <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 第四次北九州市高齢支援計画の基本目標である「地域全体で支え合い、ずっと健やかに暮らせる安全・安心なまちづくり」を踏まえた理念及び運営方針を策定し、地域福祉に貢献します</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所者の人権の尊重 2. 北九州市特別養護老人ホーム入所指針に基づく迅速かつ適切な入所判断 3. 地域との連携及び開放的な施設運営 4. 北九州市立門司病院との連携による医療・福祉の総合的な提供 <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>【人的基盤】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経験豊富な人材を、グループ法人も含めた連携により安定確保し、施設運営を行います 2. 大学、専門学校等実習生の積極的な受け入れを行い、将来の福祉の担い手を育てます 3. 地域の方、高齢者、障害者雇用を率先して採用します <p>【財政基盤】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 純資産比率等経営指標にみる健全性で財務は安定しています 2. 格付け取得 <p>(3) 実績や経験など</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホーム4施設（定員262名）、短期入所生活介護4事業所（定員46名）など、かざし園と同様の施設を運営し、十分なノウハウを持って施設運営を行います 2. EPA介護福祉士候補生を積極的に採用し、国際貢献に努めています 3. TQM発表大会の開催、施設内外研修の積極的受講、多数の有資格者の配置により、質の向上の取り組みを継続しています |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---|
| 2 管理運営計画の 適確性 | 【有効性】に関する 取組み | <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み 当施設の長年にわたる運営実績や様々な取組みにより、利用者や家族、地域のニーズに合わせたきめ細かいサービスを提供します。また、地域の高齢者を含む介護予防や利用者の「尊厳ある生活」を基本に、より個別性に配慮した支援を行います。さらに、認知症介護技術の向上を目指して、「認知症介護指導者」による職場研修指導や「若年認知症専門員」の認定研修に職員を参加させ、若年認知症者と家族のサポートを強化します。</p> <p>(2) 利用者の満足度 利用者や家族を対象に、施設独自の「満足度調査」を実施し、その他に個別相談会や利用者・家族懇談会等を開催し、利用者の希望や自己決定を尊重した満足度の高いサービスを実現します。自己評価の実施や第三者評価を受審すると同時に、「ご意見箱」の設置など苦情を申し出やすい環境をつくり、いただいた意見は迅速かつ適切に対応して満足度向上につなげます。</p> | <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み 【施設の利用者確保について】 1. 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、門司病院等との連携による入居者確保を行います 2. 入居者の入院時等の空床を利用した短期入所生活介護を積極的に受け入れます 3. リハビリスタッフ 2 名の常勤配置により、個別リハビリの提供を強化します 4. 高齢者へ「やりがい・生きがい」、「雇用の場」の提供 5. 積極的な制度活用による低所得者への配慮 【一定の収益が上がった場合の利用者へ還元する提案】 1. 入居者のために、ハード面の改修・修繕を実施します (1) 廊下や居室をクッション性のある床材に変更します (2) LED ライトへの交換を行います</p> <p>(2) 利用者の満足度 【利用者への情報提供・情報公開】 1. 広報誌の発行 2. 福祉サービス第三者評価の受審・公表 【利用者一人ひとりへのサービス提供】 1. 多職種参加のカンファレンス 2. 寝たきりゼロの実践 3. リハビリテーションの充実 【サービスの質の向上策】 1. 利用満足度アンケートの実施 2. OJT 教育による直接援助者の資質の向上 3. TQM 活動 4. ISO 受審 【その他、利用者満足向上に対する取り組み】 1. 苦情に対する真摯な取り組み 2. 食事に対する演出</p> |
| | 【効率性】に関する 取組み | <p>(1) 指定管理業務に係る経費 健全な施設運営を目指すためには、可能な限り 100%に近い利用率の確保と経費の削減が不可欠となります。ただし、管理運営上で一定の利益が上がった場合、利用者へ平等に還元していくことを基本とします。当法人では、本部による給与計算や福利厚生等の事務の集約化を図り、業務委託やリース料等の契約事務が必要な施設を、法人内で一括入札し、経費低減を図っています。</p> | <p>(1) 指定管理業務に係る経費 ・業務委託料、水道光熱費、おむつ費用の削減について ・施設利用料収入について</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>【効率性】に関する取組み</p> <p>(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫 当施設では、「ヒト、シゴト、エネルギー」の3つの側面から経費削減(低減)を行います。具体的には、法人本部での経費低減の取り組み以外に、これまで業者委託していた被服洗濯や居室カーテン洗濯、空調機フィルター清掃、樹木剪定を、職員が行うことにより経費低減を図ります。収入増に向けては、空きベッド期間の縮減や利用希望者から「選ばれる施設」であるために、長年の実績や取り組みを様々な広報手段により情報提供を行い、利用者の増につなげていきます。</p> <p>提案額(千円)</p> <p>平成28年度 0円 平成29年度 0円 平成30年度 0円 平成31年度 0円 平成32年度 0円</p> | <p>(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫 【業務委託料、水道光熱費、おむつ費用の削減について】</p> <p>1. 業務委託料について 現在の契約事項の把握を行ったうえで、委託業者と話し合いの機会を持ち、合理化、効率化の観点から、保守点検内容や頻度等、状況に応じて変更を加えることを検討し、業務委託に関する経費の削減を行います。現在の委託料について把握できていないため、具体的な数字目標については提示できません。</p> <p>2. 水道光熱費について ECOアラームシステム導入で、年間の電気代を5%削減します。弊会の下関地区事業所で導入し、今年度は年間約70万円の電気基本料金の削減が予測されています。給水ノズルを設置し、水道使用量の削減に努めます。</p> <p>3. おむつ費用 施設にとっておむつ費用は大きな負担となります。価格の検討は当然ですが、寝たきりの方等の場合は現在の使用状況を確認し、職員に対するおむつの正しい使用方法の勉強会を実施し、適正使用により経費低減に努めます。昨年度、弊会の下関地区特養で同じ取り組みを行い、年間290万円の経費削減となりました。</p> <p>4. その他、経費削減については、平成10年から医療法人も含めたグループ全体で行っているTQM活動を参考に、かざし園でも同様の取り組みを行うことで経費削減を図ります。</p> <p>【施設利用料収入について】 収入については、現行の施設利用料は適正な水準であるものと思料されることから、原則として概ね現行通りとなると思われます。リハビリスタッフの配置や、職員の資格取得状況によって算定が可能となる加算があることによる施設利用料の若干の増額及びこれに伴う増収の可能性、「2-(1)ア」で言及した空床のショートステイ活用等による若干の増収の余地はあると思われますが、大幅な施設利用料の増額、収入の増加は見込んでいません。</p> <p>提案額(千円)</p> <p>平成28年度 0円 平成29年度 0円 平成30年度 0円 平成31年度 0円 平成32年度 0円</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|--|---------------------|--|---|
| | <p>【適正性】に関する取組み</p> | <p>(1) 管理運営体制など 特別養護老人ホーム職員としての専門知識や経験、資格を有する人材を配置し、質の高いサービス提供ができる管理運営体制で取組みます。また、職員研修を充実するとともに、資格取得の全面支援など職員の資質向上を図ります。</p> <p>さらに、社会貢献や地域活動として、「地域支援班」による地域交流の推進や様々な情報発信、さらには施設と地域の相互交流を深めていきます。具体的には、従来の「地域サポート事業」や「かざし健康づくり事業」に加えて、「ふれあいネットワーク活動」への支援など様々な新規の地域支援事業を展開します。</p> <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など 私たちは、利用者の尊厳保持や身体拘束の廃止やプライバシー保護を徹底します。「事故防止対策委員会」「感染症対策委員会」を開催すると同時に、非常時に備えた災害訓練やターミナルケア、事故防止、感染症予防対策、服薬管理、給食衛生管理、虐待防止等において、当施設の指針やマニュアルにより、危機管理体制を徹底して安全な事業運営を行います。</p> <p>また、北九州市特別養護老人ホーム入所指針に基づき、入所希望者の公平な選定に努めます。</p> | <p>(1) 管理運営体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長をトップとした管理体制の構築及び適正な職員配置を行います ・研修会や職員交流親睦会を通じた職員間コミュニケーションを図ります ・地域包括ケアシステムの一翼を担う施設としての活動に取り組めます ・各種講座の開催、北九州市立門司病院との合同行事の開催、将来の福祉の担い手を育成します ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、北九州市立門司病院との連携します <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当たり前の生活を送ってもらうため、施設長を人権擁護推進員として任命し、人権及びプライバシーの擁護・保護に努めます ・介護事故防止委員会を中心とした事故防止対策を実施します ・感染対策委員会を中心とした感染防止対策を実施します ・防災及び減災を目的とした非常災害対策を実施します ・虐待防止委員会や虐待防止研修による虐待対応に努めます ・北九州市個人情報保護条例に基づく個人情報対策を実施します |
|--|---------------------|--|---|

※各応募団体の年度毎の提案金額も記載すること

北九州市立特別養護老人ホームかざし園 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 平成27年10月19日(月) 18:30~21:00
- 2 場 所 北九州市役所 特別会議室A
- 3 出席者 (検討会構成員) 猪熊構成員、財津構成員、中野構成員、
中村構成員、丸林構成員
(事務局) 保健福祉局 介護保険・健康づくり担当部長、
介護保険課長、介護サービス担当課長、
企画管理係長、施設サービス係長
ほか関係職員

4 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明。
- 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項について、事務局より説明
※構成員の役割と心構え・選定基準等については、予め各構成員に事前説明済。
※応募団体の提案資料等についても、予め各構成員に配布し事前確認を依頼済。
- 構成員の互選により、座長を選出
- 各応募団体により提案内容に関してプレゼンテーション及び質疑応答

■構成員による質疑応答

(1) 社会福祉法人 暁会

(構成員) 理念・基本方針の中の開放的地域社会参加型施設は、どういう意味なのか。

(応募団体) 地域の方と交流しながら、高齢者が住む施設というイメージを考えている。

(構成員) 門司のかざし園でサロンを行ううえで、どういう工夫や特徴があるのか。

(応募団体) 医療と介護・福祉が連携していかなければ、難しいと感じている。下関市では、社会福祉法人と医療法人がうまく連携を行っているので、門司でも同様に行うことが出来ればと思っている。

(構成員) EPAによる介護福祉士候補生の受け入れを積極的に行っているが、メリット・デメリット等について説明いただきたい。

(応募団体) 文化の違いを共有しながら日々を過ごしているというメリットがあるのではないかと感じている。デメリットは、日本人と同等の給与で雇用する必要があるが、勤務時間中に勉強時間を確保していることや、住居も準備する関係で日本人よりも人件費は割高となる。

(構成員) 地域包括ケアシステムについて、どのように地域展開していくか伺いたい。

(応募団体) 下関市で地域包括支援センターを受託している実績があり、地域包括支援センターとの連携を行っていくことが可能ではないかと考えている。また、高齢者ボランティアの受け入れや地域の方、民生委員、自治会長など、第三者委員の就任依頼、及び地域からの情報収集を行い地域に出向いて行きたい。

地域包括支援センターとの連携は欠かせないと思うが、特別養護老人ホームの入所者で、最後まで園に居て亡くなる方は少ないと思う。実際は緊急入院して亡くなるという事例が多いと思うが、グループ法人が指定管理を受けてる門司病院との連携が、地域包括ケアシステムの中でも大事ではないかと思う。医療を受ける場合においても、門司病院と連携して終末期まで過ごされる状況を整えることも可能ではないかと考えている。

(構成員) 門司病院は救急を行っているのか。

(応募団体) 救急は行っていない。ただし、外来の患者、かざし園の方は、365日、24時間、受け入れは可能である。

(構成員) 支出の大きな部分を占める給与について、何を基に積算したのか。また、人材を確保出来るか調査等したのか。

(応募団体) 法人の給与規定を基に新規採用の大卒で積算した。また、人材の確保については、今までの実績等があるが、北九州市と下関市の人件費の格差等もあると思うので、そうした点は考慮したい。

(構成員) 収入の見込みは、どのように積算したのか。

(応募団体) 収入は、入所率96%、要介護4で積算している。今までの実績から、入所者によっては入院等があるので、厳しく見積もっている。

(2) 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

(構成員) 認知症ケアのスタッフを育てるための、仕組み・工夫等を伺いたい。

(応募団体) 本当の意味でプロのスタッフを育成することは容易ではないと認識している。介護の専門学校等一定の知識を持って働き始める方は一部であり、介護の経験はないが介護の仕事をしてみたいという方に対しての教育プログラムをしっかりと考えることが重要である。認知症ケアについても、その一つであり、医学的な知識だけでは実務を行うのは困難であり、認知症の方の個々の症状や状況に触れながら対処方法等を学べるようにしている。そのため、現在、プリセプターシップ制(利用者担当制)を取り入れマンツーマンで職員を育てるということに力を入れて取り組んでいる。

(構成員) 中堅職員を育てるアイデアはあるのか。

(応募団体) プリセプターシップ制とすることによって、中堅職員が教えながら自ら振り返ることができ、また自らの課題等を知ることができる。また、研修等に参加してその知識を持ち帰り、施設で講師を務めることなどを通して、教えることの難しさを知る。今後も職員に役割を与えて指導力等を身につけられるよう努めたい。

- (構成員) 利用者担当制のデメリットへの対応等について説明いただきたい。
- (応募団体) 利用者担当制では、部屋ごとに担当者が受け持つようにしているが、この他に、担当を持たない統括の職員を配置しており、担当者や利用者やご家族との関係性に問題等が生じた場合などは、この統括の職員が必要な対応を行ったり、職員への指導等を行っている。
- (構成員) 選ばれる施設としての考え方が示されているが、選ばれたと感じたことはあるか。
- (応募団体) 介護の仕事の中では厳しい言葉をいただくこともあり、感謝の言葉をいただくこともある。かざし園では看取りを行っているが、ご家族から「かざし園で良かった」と最後に言葉を頂いた時は、この仕事をやっていて良かったと思える瞬間である。また、転勤等で退職した職員から数年後にまたここで働きたいと言われた時は、施設の良さを理解してくれたと実感することがある。選ばれる施設になっているかは正直分からないが、利用者やご家族、また地域の方からこの施設があって良かったと思っただけのように努めたい。
- (構成員) 人件費で一番多いのは介護職員の人件費だと思うが、提案資料では、数字上5年間昇給しないように見えるが、これで良いのか。
- (応募団体) 平成28年度分の積算を次年度以降も同様の数字として記載しているが、昇給しないという意味ではない。
- (構成員) 委託可能な業務も、職員で行うことで経費削減を行う提案になっているが、職員の業務が過重になることはないか。
- (応募団体) 業務委託よりも用務員を雇用した方が費用を抑えることが出来る。
- (構成員) 収入の見込みは、どのように積算したのか。
- (応募団体) 実績や利用者の介護度等の実態から見積もっている。

■各構成員は、提案書の内容、及び各応募団体による提案内容に関するプレゼンテーションと質疑応答を踏まえて、意見交換を実施

(1) 社会福祉法人 暁会 について

- (構成員) 実際に指定管理者として、かざし園を運営したいという意欲が見受けられる。
- (構成員) 隣接する市立門司病院の現在の指定管理者がグループ法人であるという事は、医療との連携について期待ができるのではないか。
- (構成員) 提案内容は標準的なレベルと思う。コンセプトとして、医療と福祉を総合的に提供するという趣旨は良く理解できるが、地域をいかに巻き込むか、開拓するかの視点に不足感があり、説得力に欠けると感じた。
- (構成員) 医療と福祉の連携など提案内容が抽象的と感じた。地域性を踏まえた取り組みなども提案して欲しかった。
- (構成員) 提案内容の各項目の一つ一つにもう少し具体案が欲しかった。より踏み込んだ提案があれば良かったと思う。
- (構成員) 福祉事業を幅広く展開しており、一定の実績を有していると思うが、

提案書に実績を踏まえた良い点等が十分に反映されていないと感じる。

(2) 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 について

(構成員) 地域支援について細かく提案されており評価できる。新たに参入する法人のモデルにもなるのではないか。

(構成員) これまでの実績、提案内容、財源、人材等、整ったうえでの提案であり、厚みのある提案という印象を受け、安定的な運営が見込まれるのではないか。その中でも、利用者や地域住民との自己決定というものが随所に含まれていて、地域福祉を考えるうえでカギとなることが述べられていることが大変評価できる。心のリハビリや若年性認知症対策、ターミナルケア、利用者が発する虐待サイン対策チェック表など、介護職員が行おうとすると大変難しいが、出来たらすばらしいと思う。また、施設長の意欲も感じられるので、高く評価できる。

(構成員) 法人として財政基盤や人的基盤がしっかりしている。かざし園の運営についても当初からやっているし、現在の入所者の状態や地域の状況も良く分かっていることは大きな強みである。提案についても実績を踏まえたものであり、具体性・実現性がある。

(構成員) 提案に具体性があることで総体的に良い。提案内容は事前に確認できるので、プレゼンテーションは無駄なく要所の説明で分かりやすかった。

(構成員) 提案は実績なども踏まえ細かく示されており分かりやすかった。また、施設の設置目的の達成に向けた取り組みの基本的な考え方が「選ばれる施設」ということもわかりやすい。実績も十分あり、地域に向けた「かわら版」の発信など細かい配慮を感じる。

■事務局は合計得点を発表し、検討会としての検討結果（総合的な所見）について協議

- ・社会福祉法人北九州市福祉事業団は、長年にわたり特別養護老人ホームかざし園の管理運営を行っている。平成18年度指定管理者制度導入以降も、指定管理者としての十分な実績があり、また同施設の管理に対する強い意欲が感じられた。一方、社会福祉法人暁会は、隣接する市立門司病院の現在の指定管理者がグループ法人ということで、医療との連携について期待できるが、提案項目の内容が標準的なレベルであり、地域連携等に関しての具体的な取り組み等が伝わりにくい部分もあり、高い評価には結びつかなかった。検討会としては、数値目標等も含め具体的な提案を行い、各構成員の評価・合計得点が高くなっている、社会福祉法人北九州市福祉事業団が指定管理者として相応しいと判断する。

■意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立総合療育センター
所在地：北九州市小倉南区春ヶ丘10番2号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約16,219㎡
構造：鉄筋コンクリート造2階建（西棟）、
鉄筋コンクリート造3階建（東棟）、
鉄筋コンクリート造4階建（中央棟）
規模：延床面積 約12,817㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく障害児入所支援
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく療養介護
- ・障害者総合支援法に基づく短期入所
- ・障害者総合支援法に基づく生活介護 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団
所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障

害支援区分認定審査事業ほか)

2 指定の経緯

- 平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
- 平成27年8月3日 申請受付開始
- 平成27年8月10日 申請締め切り
- 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
- 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
 - ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
 - ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
 - ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）
- 【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立総合療育センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

| | 構成員 | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| | A | B | C | D | E |
| 妥当性 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(3) 検討会における主な意見

- ・長年、北九州市において心身障害児（者）の医療・療育に取り組み、施設運営にあたっては高度な専門性を有するため、当法人への指定管理者候補（条件付き公募方式）は妥当と言える。
- ・市より要請されている項目について、適正に対応出来ており、総合療育センター自身も、障害児（者）への対応課題に専門的に努力しているので、適確であると思う。
- ・長年指定管理者となっている為、業務内容、人事管理等がマンネリにおちいらないよう注意する必要がある。

6 選定基準

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|-------------------|---|
| 1 | 指定管理者としての適性 |
| | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 |
| | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| | (3) 実績や経験など |
| | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 |
| | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |
| 2 | 管理運営計画の適確性 |
| | 【有効性】 |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み |
| | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 |
| | ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 |
| | ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 |
| | ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など |
| | ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。 |
| | (2) 利用者の満足度 |
| | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 |
| | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 |
| | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |
| | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 |
| | ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられている |

| |
|--|
| か。 |
| ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。 |
| 【効率性】 |
| (3) 指定管理料及び収入 |
| ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 |
| ② 収入が最大限確保される提案であるか。 |
| ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 |
| (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 |
| ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 |
| ② 経費の配分は適切であるか。 |
| ③ 積算根拠は明確であるか。 |
| ④ 再委託が適切な水準で行われているか。 |
| 【適正性】 |
| (5) 管理運営体制など |
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 |
| (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など |
| ① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。 |
| ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 |
| ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 |
| ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 |
| ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 |
| ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

7 審査結果

(1) 適 否

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 構成員 | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|-----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| 社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団 | 1 指定管理者としての適性 | | | | |
| | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | | | | |
| | (3) 実績や経験など | | | | |
| 2 管理運営計画の適確性 | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | |

| | | | | | | |
|--|------------------------|---|---|---|---|--|
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 適 | 適 | 適 | 適 | |
| | (2) 利用者の満足度 | | | | | |
| | 【効率性】 | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 適 | 適 | 適 | 適 | |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | | | | | |
| | 【適正性】 | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 適 | 適 | 適 | 適 | |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | | | | | |

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 障害児（者）の早期発見、早期療育・医療提供に加え、在宅障害児への相談・援助にも応じており、施設の役割機能は欠かせないものであり、適正といえる。
- ・ 50年の長期にわたり心身障害児（者）の総合医療、療育地域支援の中核的な施設であり、障害者、保護者の精神的な支えでもあり、更なる資質向上に取り組んでいただきたい。
- ・ 歴史的に長い経験を積んでおり、業務（障害児ケア）に反映されている。研修もしっかり実施されており、年長者職員のスキルも若手にバトンタッチされていると感じた。
- ・ 十分な業務の実績を有しており、知識・資格・経験等問題ないと認める。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 個別の支援計画を作成、実施し、サービスの質の向上に努めながら、複数のサービスを利用者、家族等に提供しているため、適正といえる。
- ・ 設置目的に沿って運営されており、営業広報活動にも取り組み今後も利用者の特性に応じたサービスをお願いしたい。
- ・ 利用者の利便性向上や、自立支援、家庭支援などに具体的な提案が多くなされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、昭和53年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感

じられる。

- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

230,304千円（平成28年度～30年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本施設は、障害児（者）に対する療育・医療を行う中心的施設であり、入所機能をはじめ、通所や診療機能を有する。入所における利用者は24時間運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要し、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立総合療育センター 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

| |
|--|
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 |
| 事業団が新たに策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。 |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| ○ 昭和40年の設立以来、50年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など10種75施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間の連携により児童等へのさまざまな支援の提供が可能です。 |
| ○ 総合療育センターは、経験豊富な医療スタッフ・指導スタッフ等を配置し、知識・技術を活かした療育プログラムの提供など児童・家族・地域への支援を行います。 |
| (3) 実績や経験など |
| ○ 現在、障害児施設のほか、障害者支援施設1・保育所16・児童館42・老人施設1など13種類75施設を運営しています。 |
| ○ 国家資格を要する医療等スタッフは、160名在籍しています。 |

2 管理運営計画の適確性

| |
|---|
| 【有効性】に関する取組み |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み |
| 「総合療育センターの使命」「基本方針」に基づき、外来・通園を運営するとともに、利用者の利便性を高めます。 |
| (2) 利用者の満足度 |
| 利用者の意見・要望などを効果的に集約し、対応を速やかに決定するとともに、情報提供を密に行うことで、利用者満足度80%以上を目指します。 |

| |
|---|
| 【効率性】に関する取組み |
| (1) 指定管理業務に係る経費 |
| 外来・通園利用者の増大を図るとともに、経費節減に努め、健全な収支の執行に取り組めます。 |
| (2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫 |
| 清掃等委託業務は、本事業団事務局にて一括入札等を行うことにより、経費節減を図ります。 |

- また、施設における水道光熱費については、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準として、経費節減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

- 管理運営体制を明確にするとともに、各種委員会を設置し、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。
- 職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成します。
- ボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。
- また、地域の保育所・幼稚園・小学校・自治会との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- 利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。
- また、安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額（千円）

| | |
|------|-----------|
| 28年度 | 230,304千円 |
| 29年度 | 230,304千円 |
| 30年度 | 230,304千円 |
| 31年度 | 230,304千円 |
| 32年度 | 230,304千円 |

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

総合療育センター、総合療育センター西部分所、到津ひまわり学園、北方ひまわり学園、若松ひまわり学園、引野ひまわり学園、門司障害者地域活動センター、小倉南障害者地域活動センターにおいては、会議録は同様

北九州市立障害児・障害者施設 第1回指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 平成27年5月25日（月）18:00～20:00
- 2 場 所 北九州市役所8階 82会議室
- 3 出席者 (検討会構成員等) 大野構成員、緒方構成員、門田構成員（座長）、松田構成員、向笠臨時員

(事務局) 保健福祉局 障害福祉部長、障害福祉施設再整備担当課長、発達障害担当課長、他4名
- 4 会議内容
 - 構成員の互選により、座長を選出
 - 当日の配布資料・議事次第、検討会の位置づけ及び検討会の進め方等について、事務局より説明。

(1) 条件付き公募方式採用の妥当性について

 - 施設の管理運営に関する要求水準及び条件付き公募方式採用の理由等について事務局より説明。質疑応答。

①北九州市立総合療育センター及び（仮称）北九州市立総合療育センター西部分所（構成員等）療育センターは子どものみの利用であるのか。
(事務局) 大人も利用可能です。入所については、療養介護となり、外来も可能。

(構成員等) 歯科が非常にネックとなっている。特に自閉症。行政としての取り組みをお願いしたい。
(事務局) 歯科の課題は多い。西部分所では、毎日とは行かないが、診療する。療育センターについても、建替え後さらに充実させるように検討中である。

(構成員等) 収支状況について。収入のその他とは何か。また、指定管理料は、どの項目に計上されているのか。
(事務局) 収入のその他については、職員の雇用保険料など。また指定管理料は、経常経費補助金の項目に計上されている。

(構成員等) 26年度指定管理料の増額の理由は何か。

(事務局) 例年予算は226,930千円で計上しており、医師の確保の状況で変わる。

②北九州市立北方ひまわり学園

(構成員等) 妥当性の判断は何をもって判断するのか。

(事務局) 一般公募であると、5年ごとに法人が変わることもありえるため、専門性・信頼関係・実績等の視点から、非公募とすることが妥当であるかの判断をしていただきたい。

また、経営状況との判断については、次回8月の検討会にて判断していただくこととなる。

(構成員等) 北方ひまわり学園の指定管理料と、他のひまわり学園との違いは何か。

(事務局) 北方ひまわり学園については、短時間通園を実施しておらず、その人件費部分の差である。

③北九州市立到津ひまわり学園、北九州市立若松ひまわり学園及び北九州市立引野ひまわり学園

(構成員等) 2～3千万円の剰余金が出ているようであるが。

(事務局) 法人側の努力であり、剰余金全てが法人の貯蓄になっているものではない。

(構成員等) 建物の老朽化について、利用者が寄りよく快適にという面で、老朽化した施設で耐えられるのか。

(事務局) 引野ひまわり学園が一番古く。昭和44年築である。適宜改修工事を行っているので、仕様に耐えない状態でないと、考えている。日々の利用というハードの面で、行政として考えていくべき課題として認識している。

④北九州市立門司障害者地域活動センター

(構成員等) 指定管理者選定施設一覧において、障害者施設の中で条件付公募と一般公募の差は何で判断されているのか。

(事務局) 門司と小倉南の施設については入所機能を有する施設である。それ以外の施設については通所施設となっている。条件付公募の条件として、障害者施設については入所施設としている。

(構成員等) 収支状況の表において、収支状況の記載の仕方(繰越差額の表記等)が障害児施設と障害者施設で異なっている。些細なことかもしれないが、同じ資料を作成するのであれば、同じ構成で作成しないと、誤解を招く可能性もあるため、資料の作成については同じ構成

でお願いする。

(事務局) 同じ表記の仕方の必要があるため、今後、この点については気をつける。

⑤北九州市立小倉南障害者地域活動センター

<質疑なし>

○ 構成員は質疑応答を受けて各自条件付き公募方式採用の妥当性の有無を記入し発表。その後、構成員全員で意見交換。

①北九州市立総合療育センター及び(仮称)北九州市立総合療育センター西部分所(構成員等)市より要請されている項目について、適正に対応出来ていて、総合療育センター自身も、障害児(者)への対応課題に専門的に努力しているので適確であると思う。

(構成員等)市の妥当性の内容について異議はない。ただし、長年指定管理者となっている為、業務内容、人事管理等が惰性的にならないよう注意する必要があると思う。

新しい施設であるので、地域との関わりあいが求められる。

(構成員等)他の構成員のおっしゃった内容と同じ意見。条件付き公募とした理由を、常に確認することが必要と思う。

(構成員等)必要なサービスを提供しつつも、経費削減に向けたインセンティブが働く様な仕組み作りが今後も求められると思う。

(構成員等)長年、北九州市において心身障害児(者)の医療・療育に取り組み、施設運営にあたっては高度な専門性を有するため、当法人への指定管理者候補(条件付き公募方式)は妥当と言えると判断した。

②北九州市立北方ひまわり学園

(構成員等)障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能し、障害に対して専門的に取り組んでいる施設ですので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

(構成員等)妥当性がないと判断する材料に乏しいので、妥当性ありとした。

(構成員等)妥当性がないと判断する材料に乏しいので、妥当性ありとした。

(構成員等)平成13年度より委託運営を受け11年間、障害児の療育に取り組んできた実績がある。地域の障害児の保護者との信頼関係もあり、妥当と言えると判断した。

③北九州市立到津ひまわり学園、北九州市立若松ひまわり学園及び北九州市立引野ひまわり学園

(構成員等)障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能して、福祉事業団は長年にわたり、専門的に取り組んでいる団体であるので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

- (構成員等) 特段に何かを欠く、という事には今回は至らなかった。市が書いていらっしゃる意味で、妥当と判断した。
- (構成員等) 他の構成員が言われていた様に、北九州市福祉事業団は非常に実績がある。問題なしとさせていただいた。
- (構成員等) 妥当性がないと判断する材料に乏しいので、妥当性ありとした。施設利用者のアンケート等があると、事業者の運営の妥当性判断がよりしやすくなると思う。
- (構成員等) 長年にわたり障害児の療育に取り組んでいる。地域の障害児の保護者との信頼関係も深いと考えられる。以上より妥当と言えると判断した。

④北九州市立門司障害者地域活動センター

- (構成員等) あすなろ学園は長年にわたり運営をされ努力もされている、障害者のために長年取り組んでいるということで指定管理者として地域においても、センターとなっていると思われるため、任せて妥当ではないかと判断した。
- (構成員等) 地域との連携、就労、生活支援など高度な専門性を活かして運営努力がなされていると思った。今回、指定管理を受けるとすることで更なる充実を期待するということで、有りだと判断した。
- (構成員等) 特別意見は付していない。妥当性ありとしている。
- (構成員等) 何らかの方法で一般公募をすることは出来ないかと思う。適切であれば一般公募においても選ばれるということなので、トライアル的に実施できないかを感じる。ただ、妥当性は有ると判断している。
- (構成員等) 法人は北九州市内で長年障害のある方々を支援してきたという実績もあり、門司区という所で平成16年度から事業を実施しており、地域の方々からも任せられる施設になっている関係もあり、妥当性は有るのではないかと考える。

⑤北九州市立小倉南障害者地域活動センター

- (構成員等) 法人としては一生懸命に取り組むをおこなっている施設である。他の障害もみているが、特に身体障害者を専門的に取り組んでいるため、指定管理者として任せて妥当ではないかと判断した。
- (構成員等) 特にボランティアの受入れや地域住民との交流等、積極的に受け入れられて、現在も障害者施設として非常に適切に運営されているのではないかと判断した。
- (構成員等) 障害者・障害児の施設を運営するということは、とてつもないご苦労をされており、そう簡単に出来るものではないと思う。長い年月を積み重ねてやってこられたということは何よりの実績であり、指定管理者として良い・悪いの云々を超えて、そういう施設に是非とも頑張ってもらいたいと思い、妥当性有りとした。
- (構成員等) 何らかの方法で一般公募をすることは出来ないかと思う。適切で

あれば一般公募においても選ばれるということなので、トライアル的に実施できないかと感じる。ただ、妥当性は有ると判断している。

(構成員等) 法人は、長年取り組まれた実績もあり、地域との良い繋がりを深めながら運営されている実績もあるため、妥当性ありと判断した。

○ 検討会の意見を受け、条件付き公募方式採用の妥当性の判断について、事務局より説明。

(事務局) 本日は、全施設について「妥当性有り(この法人に公募させる)」と結論いただいた。市としては、結論を踏まえ、この方向で、基本的には現法人に申請させることとしたいと考えている。

8月下旬の検討会では、法人から提出された申請書類等を踏まえ検討をしていただくこととなる。

北九州市立障害児・障害者施設 第2回指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 平成27年9月3日(木) 16:00~19:30
- 2 場 所 総合保健福祉センター 2階 講堂
- 3 出席者 (検討会構成員) 大野構成員、緒方構成員、門田構成員(座長)、松田構成員
(事務局) 保健福祉局 障害福祉部長、障害福祉施設再整備担当課長、発達障害担当課長、他4名

4 会議内容

(1) 指定管理者候補の選定について

- 指定管理者候補の選定基準、適否選択の注意事項等について、事務局より説明
 - (構 成 員) 法人ヒアリングにおいては、法人から説明があった内容について質問となるのか、又は申請団体からの提出資料や事前配布資料等を基盤に質問して問題ないのか。
 - (事 務 局) 申請団体からの提出資料や事前配布資料等に基づく質問と併せて、本日の法人からのプレゼンテーションの内容についての質問となる。
- 申請団体より提案概要に関してヒアリング
 - ①北九州市立総合療育センター、(仮称)北九州市立総合療育センター西部分所、北九州市立到津ひまわり学園、北九州市立若松ひまわり学園及び北九州市立引野ひまわり学園
 - (構 成 員) 福祉事業団は、50年もの長期にわたり多種多様な福祉の向上に頑張っておられるが、福祉に対するポイントがあれば、お聞かせいただきたい。
 - (申 請 団 体) 一人一人の幸せを大切にすること。
 - (構 成 員) 総合療育センター・西部分所は、予約制か。
 - (申 請 団 体) 予約制である。
 - (構 成 員) 未就学・学齢期の子どもが対象であろうが、成人に関してはどうか。
 - (申 請 団 体) 基本、重症心身障害児以外は18歳まで。肢体不自由はナイスディ、相談に関しては「つばき」にて対応。
 - (構 成 員) 歯科はどうか。子どものみが対象なのか。
 - (申 請 団 体) 完全予約制で、子どものみだが、成人については、一般の歯科

では対応できない方については、総合療育センターにて治療している。

- (構 成 員) 障害児を持つ親・家族としては歯科が非常に心配。もう少し柔軟な対応をしていただきたい。
- (申 請 団 体) 動きの激しい子どもに対しては、全麻で治療をする。また、歯科で入院ということもある。
- (構 成 員) 人材育成について。かなりの多職種であるが、ベテラン職員の高齢化に伴い、若手職員の教育、障害児・者に対応するスキルのつけ方をお聞かせいただきたい。
- (申 請 団 体) ベテラン職員と若手職員2名の3名の職員で一クラスを担当している。希望に応じて外部の研修に参加させたり、実際に困っている事などを題材に内部研修を行っている。
- (構 成 員) 実際に、課題は感じていないのか。
- (申 請 団 体) 技能の継承について、課題に感じている。
- (構 成 員) 技能の継承は大事なこと。若手にどう伝えていくか。
- (申 請 団 体) 一番大切にしたいのは人材育成。工夫をしているが、課題もたくさんある。工夫として、園内の公開保育を昨年度から実施している。ベテラン職員のやり方を若手に実際見てもらい、また、若い職員の公開保育をし、自由に意見交換をしている。これは、是非続けていきたいと考えている。
- (構 成 員) 若い人の就職率はどうか。応募はあるか。
- (申 請 団 体) 幸いにも、現状はある。実習を重要視している。実習生には、やりがい・どういう仕事なのかを伝え、こういう仕事に誇りを持って欲しいと話をするようにしている。
- (構 成 員) ひまわり学園に関しては、資格が重要であると思うが、採用者の資格はどうか。
- (申 請 団 体) 社会福祉士と保育士の両方の資格を持っている人が増えていると感じている。
- (構 成 員) 単価契約とはどういったものか。
- (申 請 団 体) 例えば、医薬品の購入や洗濯の外注について、複数の業者を競争させて契約を行っている。
- (構 成 員) まとめてではなく、一点一点を検討しているということか。
- (申 請 団 体) そういうことになる。医薬品については、非常に多い契約だが、5～6社から見積りを徴収し、それぞれ安価な業者と契約している。これを毎年、単価の見直しは半年ごとに行っている。
- (構 成 員) 医薬品の場合、まとめて購入することで、大きなリベートがもらえるということが、一般的にはあるが。
- (申 請 団 体) 療育センターはバックマージンは受けていない。
- (構 成 員) 全て単価に反映するということか。
- (申 請 団 体) そういうことになる。単価契約をして契約をするようにという方針なので、そのような契約をしたことがない。
- (構 成 員) 単価契約をすることで、経費削減しているということか。

- (申請団体) そのように考えている。
- (構成員) 利用者の満足度についてお尋ねする。3つのひまわり学園は利用者満足度の目標値90%以上で、過去のアンケート結果もクリアしているが、療育センターは80%。ひまわり学園より10%低く設定されており、過去のアンケート結果では目標値90%だったが、今回は80%台となっているが。
- (申請団体) 平成25年度アンケートから、アンケート項目が一部変更となっており、満足度が70%に落ちた。アンケート項目が変わったということは、評価の基準が変わったということ。その評価基準が変わって当センターの評価が下がったので、より高いものを目指すということには、以前と変わりはない。
- (構成員) 過去には、一部保護者から進路に関する情報提供に不満があったようだが、その体制というものが満足度に出てくると思うが、いかがか。
- (申請団体) その項目については、上がっていない。それも含めて、今後、高めて行きたいと考える。
- (構成員) 財務について。将来的に、社会福祉法人の会計監査が義務化されるが、それについての準備状態はいかがか。
- (申請団体) 現在、出資団体監査は受けているが、それ以外の民間の監査までは、まだの状態です。今後の課題。
- (構成員) 毎年度ごと積み上がっていく総資産のうち、かなりの部分が助成金であるかと思うが、法人として効率性をどう実現させていくのか。効率性の指針・指標となるものはあるのか。
- (申請団体) 建替えに関する費用、将来の人件費等目的を持った積み立てで管理していく。内部留保については、月の運益の3ヶ月分というものがあり、それはクリアしていると聞いている。
- (構成員) 災害対応は具体的にどのように実施しているのか。
- (申請団体) レベルに応じて段階があるが、事業団トップから各施設へ連絡という流れ。
- (構成員) 子ども達と一緒に防災訓練はどうか。
- (申請団体) それぞれ各施設にて行っている。
- (構成員) 利用者その家族に、障害の度合い・障害が何であるかを知らせることが、ひまわり学園の一つの使命だと思うが、いかがか。
- (申請団体) 障害全体と、子ども自身を理解するという部分が大変なところで、保護者支援の中でも一番大事であり、そこが変わると、子どもも変わると実感している。個人懇談を重要視しており、父親も参加を呼びかける。午前中に子どもの様子を実際に見た上で、懇談をしていく。子どもを正しく理解するところからスタートであると考えている。保護者と職員が子どもに対する視点を同じにする、同じ視点を持った上で、いきなりは診断しない。保護者の状態に応じて、就学までに一度診断を受けてもら

うように徐々に話していく。それとは別に、毎年10回程度保護者勉強会を行っている。発達障害だけでなくダウン症など色々な話をし、保護者同士の交流をしている。

(構成員) 障害が何であるかを親が理解することは非常に難しいところであると思うが、今後ともよろしく願いたい。

②北九州市立北方ひまわり学園、北九州市立小倉南障害者地域活動センター

(構成員) 小倉南障害者地域活動センターにおける障害種別の割合の状況についてお尋ねしたい。

(申請団体) 入所部門では身体障害者が対象となっている。通所部門では、現在90名が登録しており、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所及び就労移行支援事業所があり、全部合わせて、身障の方が34名、知的の方が47名、精神の方が9名利用されている。

(構成員) 小倉南障害者地域活動センター及び北方ひまわり学園において、職員の定着率を気にしているが、若手とベテランのバランスについてお尋ねしたい。

(申請団体) 人数の数字は今持ち合わせていないが、平成19年度までは離職者がとても多かった。現在もまだ影響しているが、235名のうち、30代後半から40代の始めにかけては人数が少ないが、その上の方及び30代前半の方が大半を占めている。本当に辞めなくなったという実感を受け止めている。

(構成員) 辞めなくなったというのは、家族が安心して任せられることになるので、処遇改善等引き続き願いたい。

(申請団体) これは、前理事長の率先してやるよう大号令があり、2ヵ年で取り組んだものである。この結果、人件費率はアップし、72.6%に達したので、その見直しを、中期計画で考えている。但し、ただ下げるといふことはしないと考えており、そのような方法を探る事が出来るのかを模索中である。本年度中に計画案をつくる予定である。

(構成員) 福祉施設で働く職員の人材育成がどこも苦慮していると聞いているが、特に若い職員に対して何か取り組みをしているのであれば伺いたい。

(申請団体) 法人全体で取り組む人材育成と施設で取り組む人材育成があるが、法人全体で取り組む人材育成では、全施設から研修委員を1名出してもらい研修委員会が毎年、研修の企画をし、法人研修をしている。その中には、全員が集まる学術集会や北方ひまわり学園の療育研究会を立ち上げて取り組んでいる。また、新採研修、採用後3年目研修、主任研修等、段階的に受けるようなシステムを作り、法人で取り組んでいる。小倉南障害者地域活動センターでは、日々の研修と計画的に実施する研修、法人が企画する研修、外部団体が主催する研修とあるが、職員はや

りくりが出来る可能な範囲で派遣を行っている。土日等に実施される外部団体が主催する研修にも積極的に参加するよう働きかけを行い、参加した研修の内容については、他の職員に伝達するように心がけている。昨年度では121名が派遣研修に参加している。学んだことを生かすために、伝達だけではなく、研修内容のリーダーを命じ、チームを作ってプロジェクトで動かす等、そのような形で生かしている。

(構成員) 研修等の参加率はどうか。

(申請団体) 研修に参加した者が、異動してリーダー層となったり、資格を取得するなど、長い目でみると成果は出ていると感じている。法人と相談しながら、人材育成を行っている。

(構成員) 平成26年度より、いち早く新会計基準に移行され評価は高いと思うが、2・3年後に公認会計士等の外部監査を受ける対象となられるかと思うが、それに向けて準備をしているということでしょうか。

(申請団体) そういうことになる。

(構成員) 3年間の損益収支のうち、平成24年度から平成25年度、平成25年度から平成26年度と総収入が大きく減っている要因についてお伺いしたい。

(申請団体) 平成24年度から平成25年度は準備不足であるが、平成25年度から平成26年度に関しては、新会計基準への移行に伴い、旧会計基準では法人内での繰入金収入が含まれていたのに対し、新会計基準について内部での繰入金収入等を消去した上で計上する形と変更しているため、その影響が大きいと思われる。

(構成員) 平成24年度から平成25年度の収入の減少は、内部繰入金等が多かったということなのか。

(申請団体) その要因もある。障害福祉サービス事業の収入は大きく減っているわけではない。積立金の取り崩し等の収入がその年毎ではらつきがあるため、その影響ではないかと思っている。毎月、税理士事務所にも依頼をしており、各施設長も把握しており、障害福祉サービス収入に関して、大きな変動はなく心配はしていない。

(構成員) 一般法人であれば売上となるが、売上については大きな変動はないということでしょうか。

(申請団体) そのとおりである。平成24年度に第3あゆみ、第4あゆみの通所施設及びケアホームあゆみの3つの事業を立ち上げた年である。従って、その建築費等の設備投資等が反映されているため、収入も支出も大きくなっている。通常は平成25年度ペースである。

(構成員) 平成25年度から平成26年度が、登記簿謄本掲載の総資産が減少しているが、その要因は何なのか。新会計基準への影響なのか。

- (申請団体) 財産上は、建物等を含め、全く変わっていない。平成24年度に4棟建てたという点のみである。
- (構成員) 小倉南障害者地域活動センターにおける利用者満足度調査において、入所施設では71%とそう高くない数字となっており、次期の目標も72%から74%となっている。満足度がそう高くない数字となっている理由があれば伺いたい。
- (申請団体) 入所の利用者については、本人が満足していることでも、家族は違う意見を持っていることがある。施設では、本人が表現できない方が半数以上いるため、満足度調査では家族等の意見が反映される傾向が強いため、その影響もあると思われる。次期の目標については、これ以上落とさないことを基準に設定したもの。満足度アップのため、家族へ資料を提示して情報提供等を行いながら、今努力していることを理解していただくようにしている。ノーマルが良い感覚の家族と常に話し合いながら取り組んでいるところである。努力は続けますが、これ以上落とすてはいけないということで設定している。

③北九州市立門司障害者地域活動センター

- (構成員) 門司障害者地域活動センターでは重度の方を積極的に受入れをしているという感覚があるが、入所者の就労の状況、施設内の仕事だけでなく、施設外で仕事をしている人もいるのか。
- (申請団体) 施設外で、和菓子工房に行っている方、施設内で外注している食事の業者のところで、食器洗いや簡単な作業をさせてもらっている。
- (構成員) 資格者の比率はどのような状況か。
- (申請団体) 法人全体では、国家資格者は約53.1%となっており、働きながら取得できるような体制を整えており、金銭面の対応は難しいが、シフトの調整等を考慮している。
- (構成員) 若手とベテランのバランスの状況は、どのようになっているのか。
- (申請団体) やはり中間層が抜けているというところは否めない。今後、人材育成という点では苦慮する場面ではあるが、中間層の今いる職員がいかに辞めないような体制をつくるか、またその方々をどう教育していくかの力を入れている。また、職種に応じて、運転手や夜警員等のいろいろな部分で高齢者の方々が活躍できる場を、業務の整理をすることにより、今考えているところである。全体的な比率としては、若手が多くなっている印象がある。
- (構成員) 満足度が低い人達へのアプローチが大切と考えるが、どのような対応をしているのか伺いたい。そこが、満足度を上げていくプロセスとなると思われるが。
- (申請団体) 食に関わるところを求められる利用者がとても多く、嗜好調査

等を行い、最重度の利用者であっても、支援をする中でどのようなものを好まれるのか分かってきているので、栄養バランスはもちろんだが、本人の嗜好にあった食事を提供するように努めている。但し、難しい、取り組んでいる、満足しているとはいえない状況である。最重度の方でも複数のメニューを提示すれば、必ず選ばれるものがあるので、嗜好調査等で統計をとっている。

(構 成 員) 食事に関する満足度と、他の項目に関する満足度を一緒にしているのかと思う。食事・嗜好に関するものが中心ということであれば、別に分けることが出来ないかと考えるのですが。

(申 請 団 体) 先ほどの発言は、最重度の方の場合であり、食に関することがストレートに出る。それ以外の方は、外出や活動の中の自立である等を探っていくかといけないと考えている。

(構 成 員) 母原の施設も新しく建て替えられたのか。今後、建て替えの場合、定員等についてはどうなるのか。

(申 請 団 体) 母原の施設の建て替えは検討中であり、結論はまだ出ていない。今後、建て替え等を行う場合であれば、定員減となると考えられる。但し、現在の入所者が出ていなくて良いような方策として、今年度はグループホーム立ち上げも行い進めている状況である。

○ 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自項目ごとの適否を記入。
その後、構成員全員で意見交換

①北九州市立総合療育センター、(仮称)北九州市立総合療育センター西部分所、北九州市立到津ひまわり学園、北九州市立若松ひまわり学園及び北九州市立引野ひまわり学園

(構 成 員) 報告の仕方が単調で眠くなるような感じだった。施設云々とは関係が…。それ以外について、特別には問題などなかった。

(構 成 員) プレゼンテーションが分かりづらいというか、北九州市福祉事業団の考え方が、療育センターでおっしゃった基本的な方針とか理念とかが、全部各施設につながっていて、資料も同じ。同じことを繰り返して、資料とか統一できないのかと思った。全体的にこうで、各それぞれの特徴を出してもらってというやり方は、まずいのですか。そういう意味で、プレゼンテーションが分かりづらいというのがあった。ただ、北九州市福祉事業団のこれまでの実績だとか、やってらっしゃる事業内容等に匹敵するような事業者が北九州市にいるかといえば、たぶんいないと思う。そういう意味で、やはり北九州市福祉事業団の方々には誇りを持ってやってほしいし、事業内容がマンネリにならないようにしていただきたいというのが総合的な感想。

(構 成 員) 私もまさにそう思った。到津ひまわり、若松ひまわり、引野ひまわり、考え方がみんな一緒。だからこういう風に3つに

分ける必要があったのかと思った。やっぱり福祉事業団に関しては、マンネリ化ならない様にとということと、多種多様な福祉をしているので専門的な言葉が出てきて欲しかった。だから、一番最初に「おたくのポイントはあるのですか」と聞いた。その辺をもっと聞きたかった。でも、問題ないと思う。

(構 成 員) 3つのひまわり学園の利用者満足度が90%近く、これは努力があったと思うが、総合療育センターの方が、80%目標値。全体的に大学の学生の試験からすると、80点ではあまり良い成績ではないから、90点を目指すくらいのサービス利用考えて、内容として質問項目が変わったからという意見があったが、そこが、ひっかかったところではある。付帯意見というので、私は、利用者の満足度等のなかで、一部保護者から進路についての不満があると書いてあったので、真摯に解決していただきたいと意見を述べた。その他には、成人障害者の方の利用しやすい施設としても更なる向上をお願いします。また、報告の仕方にもう少しメリハリが欲しかった。総評以外に付帯意見をつけていくかどうかについて少しご意見を。

(構 成 員) 前も言ったが、総合療育センターに関しては、役割がどのようになっているかという問題で、成人は基本的には見ないという感覚でしょうが、もっと障害者の方の立場からすると、一般的な病院・医療機関が面倒を見ないような療育があるので、診療があるので、もっと目を向けて欲しいという気持ちがある。

(構 成 員) 書かれていることだけでは、見えない現実が多々あると思う。私たちは書かれていることの実事でしか言えないので、あえて、ない。先ほど感想として言ったことだけ。

(構 成 員) 特別ない。

(構 成 員) 私の方も付帯意見として書きましたが、総合療育センター・西部分所・各3つのひまわり学園については、特に付帯意見なしということで良いか。〈構成員了承〉

②北九州市立北方ひまわり学園、北九州市立小倉南障害者地域活動センター

(構 成 員) 新しい会計基準に対応している点は評価が高い。会計基準が新しくなり、社会福祉法人もしっかり会計をしなければならない。無駄な支出等を抑えないといけないとなった。会計監査も受けないといけない方向で動いているので、それに対応することは重要なことである。

(構 成 員) あゆみの会のプレゼンを聞いて感心した。研修の組み立てから、利用者のために自分達がどうやってきちんとケアをしていくのかということがしっかり考えられていて、研修を研修で終わらせないで実践の場で活かしていくという発言があった。そういう点が真面目な、こういうところにこそ指定管理者をやって頂きたいと思った。非常に真摯にきちんと事業をやっている、しか

も無駄がないという印象を受けた。

- (構 成 員) あゆみの会の提案はきちんとしていると思った。福祉施設の重要な課題である職員の定着や処遇の改善まできちんとして提案していた。すごいと思った。利用者や家族の安心感に繋がると思う。
- (構 成 員) 小倉南障害者地域活動センターは、日頃から良く取り組んでいる施設だと思う。本日のプレゼンからも、日々、いろいろな歴史的なところを踏まえても、講評としてはあゆみの会は努力されていると改めて感じた。
- (構 成 員) 付帯意見については、施設入所の満足度は、改善はされてきているが、継続的な取り組みが望まれると書いたが、施設長から、長年の利用者の方の状況等の説明も踏まえ、前向きに取り組みを進めていく意向もあったので、特に個人的には付帯意見はつけていく気持ちはない。今回の指定管理の中では、小倉南障害者地域活動センターは指定管理者の評価レベルもBと一番高い評価となっていたので、その点でも皆さんも評価をしていると思われる。
- (構 成 員) 付帯意見には、評価が高い点ということで記載をしている。
- (事 務 局) 改善点等の注文等ではないため、総評におけるコメントとさせてもらいたい。＜構成員了承＞

③北九州市立門司障害者地域活動センター

- (構 成 員) 福祉に対する考え等をもっと深く聞きたかったところはある。
- (構 成 員) あすなろ学園は偉大な創設者のスピリット、精神はしっかりと受け継がれてやっておられるという点が第一印象である。今までやってきていることを継承されているという感じた。重度の人達に対して、地域の繋がりや、就労等、特に地域の人達との繋がり、地域の人たちを受入れすることによって、更に障害者に対する理解が深まっているのではないかと思い、評価できると感じた。満足度調査の点で、満足でない人たちに対しても、食事の点でとても苦勞されていることが分かり、良く取り組んでいることが分かった。
- (構 成 員) 重度、最重度の方も受け入れているので、大変苦勞をしていると思われる。最重度の方も含めて交流し、地域との連携に取り組んでいる。頑張っしてほしいと思う。
- (構 成 員) 歴史の長い法人であるので、その点も評価に値するのではないかと思う。
- (構 成 員) 付帯意見については、改善点を求める付帯意見以外は記載せず、評価する意見については総評に追加することで良いか。
＜構成員了承＞

○ 各構成員の審査結果を取りまとめ、検討会を終了した。

1- (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

総合療育センターは、心身障害児の「発生予防」「早期発見」「早期治療」のため、障害程度に応じた療育訓練及び指導を行う、総合医療・療育・地域支援の中核的な施設です。

本センターは、昭和40年、肢体不自由児施設「足立学園」の開設以来、50年の長きにわたり、北九州及び九州圏域・本州から来所する児童を受け入れ、障害児への医療・療育に真摯に取り組んできました。

その根底には、障害のある方及び家族の立場や考えを尊重し、常に利用者の最善を求めて行動する姿勢にあります。

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ることとしています。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切に
社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 本事業団の沿革

本事業団は、北九州市が設置した社会福祉施設の管理運営を受託するほか、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。

昭和 40 年 11 月、本事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 50 年間にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。

そのほかに、以下の事業などについても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護認定審査会補助業務
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

2 人的基盤

本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

平成 27 年 8 月 1 日現在の常勤職員は 1,171 人（正規 419 人／嘱託 752 人）となっており、全国的にも専門職を多数有した事業団の一つです。

〈主な職種〉

| | | | | | |
|---------|-------|----------------|------|---------------|------|
| 事務員 | 129 人 | 医師 | 13 人 | 言語聴覚士 | 10 人 |
| 指導員 | 108 人 | 歯科医師 | 2 人 | 心理士 | 10 人 |
| 保育士 | 425 人 | リハビリ工学技士 | 1 人 | 視能訓練士 | 3 人 |
| 介護士 | 22 人 | 薬剤師 | 2 人 | 歯科衛生士 | 4 人 |
| 訪問調査員 | 58 人 | メディカルソーシャルワーカー | 3 人 | 視覚障害者生活訓練士 | 1 人 |
| 包括支援員 | 77 人 | 栄養士 | 8 人 | 視覚障害者生活訓練等指導者 | 1 人 |
| 家庭訪問指導員 | 1 人 | 臨床検査技師 | 6 人 | 看護師 | 78 人 |
| 児童厚生員 | 98 人 | 診療放射線技師 | 2 人 | 准看護師 | 4 人 |
| 相談員 | 4 人 | 理学療法士 | 16 人 | 自動車運転手 | 4 人 |
| スポーツ指導員 | 7 人 | 作業療法士 | 14 人 | 看護補助員 | 2 人 |
| 介護報酬請求員 | 11 人 | 運営管理責任者 | 1 人 | 業務員 | 1 人 |
| 用務員 | 3 人 | コーディネーター | 1 人 | 指導補助員 | 2 人 |
| 介助員 | 9 人 | | | 調理員 | 30 人 |

3 財政基盤

- 本事業団の平成 26 年度決算は以下に示すとおりです。
- 経営基盤の安定性は、平成 17 年から 5 年間の経営健全化計画への取り組みにより、十分確保されています。
- 本事業団は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

平成 26 年度決算

- 総収入 86 億 4515 万円
- 総支出 85 億 8191 万円
- 当期資金収支差額 6324 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 27 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- ① 昭和 44 年から 46 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- ③ 平成 26 年度の利用延べ数は 22,287 人（入所率 102.0%）です。

2 障害施設

総合療育センター

- ① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。
- ② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- ③ H26 の外来診療部門の受診延べ数は 42,894 人です。
- ④ H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

| | | |
|-------------------|--------|--------|
| ひよこ通園（児童発達支援センター） | （定 50） | 44.0 人 |
| うさぎ通園（児童発達支援センター） | （定 30） | 19.0 人 |
| 足立園（障害児入所施設） | （定 80） | 38.0 人 |
| 足立園（療養介護） | （定 80） | 38.0 人 |

小池学園

- ① 小池学園（障害児入所施設）は、昭和 46 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（定 60） 47.5 人

ひよりの丘

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部を移転し、平成 23 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

ひよりの丘（定 50） 48.4 人

ひまわり学園（児童発達支援センター）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。
- ② H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

引野ひまわり学園（定 50） 48.9 人

若松ひまわり学園（定 30） 31.5 人

到津ひまわり学園（定 50） 53.9 人

3 児童館

- ① 昭和 41 年から 49 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 42 館です。
- ③ H26 の年間利用は 65 万人です。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

① 国家資格を要する職種及び配置数は以下のとおりです。

根拠規定

| | | |
|---------|-----|-----------------------------|
| 医師 | 12人 | 医師法（昭和23年法律第201号） |
| 歯科医師 | 2人 | 歯科医師法（昭和23年法律第202号） |
| 薬剤師 | 2人 | 薬剤師法（昭和35年法律第146号） |
| 診療放射線技師 | 2人 | 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号） |
| 臨床検査技師 | 6人 | 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号） |
| 看護師 | 64人 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） |
| 准看護師 | 5人 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） |
| 歯科衛生士 | 4人 | 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） |
| 理学療法士 | 10人 | 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） |
| 作業療法士 | 9人 | 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） |
| 言語聴覚士 | 8人 | 言語聴覚士法（平成9年法律第132号） |
| 視能訓練士 | 3人 | 視能訓練士法（昭和46年法律第64号） |
| 栄養士 | 2人 | 栄養士法（昭和22年法律第245号） |
| 保育士 | 34人 | 児童福祉法第18条の4 |
| 調理師 | 7人 | 調理師法（昭和33年法律第147号） |
| 社会福祉士 | 20人 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） |
| 介護福祉士 | 11人 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） |

② 各種学会の発表・講演会・紙上研究の発表を行った専門職の人数は以下のとおりです。
※H26実績

| | 学会発表 | 講演会 | 紙上研究発表 |
|----------------|------|-----|--------|
| 医師 | 8 | 9 | 5 |
| 理学療法士 | 2 | 8 | |
| 作業療法士 | 2 | 7 | |
| 言語聴覚士 | 2 | 8 | 1 |
| メディカルソーシャルワーカー | | 19 | 3 |
| リハビリ工学技士 | | 1 | |
| 保育士 | | 1 | |

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

本センターは、障害医療・リハビリテーション・療育指導の専門施設として、指定管理期間の最重点目標を「地域支援機能の充実」と設定し、「総合療育センターの基本方針」「総合療育センターの使命」に基づき、利用者へのサービス向上を図ります。

〈別紙1 総合療育センターの使命〉

〈別紙2 総合療育センターの基本方針・行動規範〉

〈別紙3 H27 事業計画〉

外 来

医師をはじめとする診療スタッフ数の増減がない限り、以下の初診・再診に対応します。

【目 標（数値目標）】

| 項 目 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 日平均外来患者数 | 170 人以上 | 170 人以上 | 170 人以上 |
| 1 年平均外来患者数 | 42,000 人以上 | 42,000 人以上 | 42,000 人以上 |

診療科目

小児科／整形外科／リハビリテーション科
内科／眼科／精神科／児童精神科／泌尿器科
耳鼻咽喉科／歯科／小児歯科／矯正歯科

入 院

- ① 入所（入院）は 80 床（重心 65 床／肢体 15 床）のうち、60 床は要医療入所ならびに社会的入所など「長期入所」に充てます。
- ② 残りの 20 床は、在宅児・者の治療等を目的とした「有期限・有目的入所」に充てます。
- ③ 病床稼働率 95%以上（日平均 76 人以上／年間延べ 27,740 人以上）を維持します。
- ④ 短期入所は 20 床とし、利用は季節等により変動が大きいため、日平均 7.9 人以上、年間延べ 2,883 人以上とします。

【目 標（数値目標）】

| 項 目 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 1 日平均入院患者数 | 76 人以上 | 76 人以上 | 76 人以上 |
| 年間延べ入院患者数 | 27,740 人以上 | 27,740 人以上 | 27,740 人以上 |
| 短期入所 1 日平均利用者数 | 7.9 人以上 | 7.9 人以上 | 7.9 人以上 |
| 短期入所年間延べ利用者数 | 2,883 人以上 | 2,883 人以上 | 2,883 人以上 |

通園／通所

- ① 「ひよこ通園」は、親子通園で定員は 50 人です。知的障害や発達障害をはじめ聴覚・言語障害など発達・育児上の課題のある児のクラスは、1 歳～3 歳を対象とします。
また、肢体不自由・重症心身障害のある児のクラスは、1 歳～就学前を対象とします。一日の最大利用 50 人、週 2 日利用の場合の最大登録児 200 人までの受け入れ態勢を維持します。

【目 標（数値目標）】※ひよこ通園：児童発達支援センター

| 項 目 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 1 日最大利用児数 | 50 人まで | 50 人まで | 50 人まで |
| 最大登録利用児数 | 200 人まで | 200 人まで | 200 人まで |

- ② 「ナイスデイ」は、一日の最大利用 15 人までの受け入れ態勢を維持します。
※ナイスデイ：重症心身障害者対象の生活介護事業
：重症心身障害を持つ 15～18 歳対象の児童発達支援事業

訪問サービス等

- ① 地域支援事業は、地域支援室が運営管理を行います。
- ② 地域支援室は、H8 年から相談・支援班を編成し、H15 年から組織の一部署として機能しています。
- ③ 所属する専任職員は次のとおりです。
- コーディネーター（社会福祉士） 3 人
 - 看護師 1 人
 - 理学療法士 1 人
 - 作業療法士 1 人
 - リハビリテーション工学技士 1 人
 - 保育士 3 人
 - 家庭訪問指導員 1 人
- ④ 必要に応じて、医師、歯科医師、視能訓練士、歯科衛生士、栄養士など総合療育センターの医療スタッフ等が連携します。
- ⑤ 地域支援室が実施している事業は次のとおりです。
- 北九州市障害児等療育支援事業
 1. 療育支援施設事業→ 訪問療育指導事業（在宅障害児者の家庭等の訪問相談）
外来療育指導事業（在宅障害児者及び家族の外来相談）
施設一般指導事業（障害児保育を行う保育所等への技術指導）
 2. 療育拠点施設事業→ 施設専門指導事業（支援施設への技術指導等）
専門療育指導事業（保育所等への困難事例に対する相談・支援）
 - 北九州市障害者相談支援事業
 - 北九州市在宅心身障害児（者）家庭訪問指導事業
- ⑥ その他の在宅支援として、当センターでは、短期入所に加え日帰りのショートステイ事業も行っています。
- 日中一時支援事業（日帰りショート）

〈別紙 4 地域支援室関連データ〉

発達障害者支援センター

- ① H15 に「自閉症・発達支援センター」として当センター内に設置され、H18 に名称変更(発達障害者支援センター)し、市内の発達障害のある方及び家族を支援します。
- ② H22 から小池学園内に「西部分所」を開所、北九州西部圏域への対応を強化します。
- ③ 専任の相談員 7 人で、「相談支援」「発達支援」「就労支援」「研修」を実施します。

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

□ 診察前相談事業（さくらんぼルーム）の実施

総合外来受診待機期間中に、市内在住の就学前幼児を対象として、保護者からお子様の日常の様子をお尋ねし、相談内容の整理やお子様の課題を整理し、スムーズに総合外来へ繋がります。

□ 保護者講座の実施

外来や通園の利用者向けに、療育の各分野について専門職から情報提供として講座を実施しており、今後も継続します。

□ スタッフの強化

次の専門職を増員し、サービス機能やサービス量の向上を図ります。

- | | |
|--------------|-----|
| ① 精神科 | 1 人 |
| ② リハビリテーション科 | 1 人 |
| ③ 耳鼻咽喉科 | 1 人 |
| ④ 眼科 | 1 人 |

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

□ ホームページの開設・運営

□ 各種パンフレット・リーフレットの発行

- ① 総合パンフレット（センター・つばさ各 1 種）
- ② サービス別案内リーフレット（13 種）
- ③ その他パンフレット（つばさ等随時案内）

〈別紙 5 各種パンフレット・広報誌〉

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

入所・通所全利用者について、「個別支援計画作成マニュアル」に基づき、「個別支援計画」を作成します。

- ① 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- ② 個別支援計画の作成にあたっては、保護者やご家族を含めたカンファレンスもしくは関係職員会議を行います。
- ③ 保護者の同意を得て、プログラムを実施します。
- ④ 懇談やモニタリングを通して、現在の取り組みを定期的に確認し、プログラムを適宜修正します。

〈別紙 6 個別支援計画作成マニュアル 病棟・通園〉

オ 利用者の家族支援についての基本的な考え方や具体的な取り組み

意思決定やコミュニケーションの困難な利用児・者の療育では、家族支援は一体で行っており、外来・入院診療、通園など日々の医療・療育の中で並行して実施します。

また、環境調整、経済面での相談、療育上の不安等の相談などに専門的に応じるため、社会福祉士資格を有する専任のコーディネーター（ソーシャルワーカー）3名を配置しており、今後も継続して家族支援に取り組めます。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

サービスが障害の治療・軽減であり、利用者個々の状態が千差万別であること、よって対応方法もそれぞれ異なることなどから、利用者の満足度合もそれぞれ異なります。

従って、利用者に満足いただくためには、利用者それぞれの意向を十分汲み取ることが何よりも重要と考えますので、以下の方法によりそれを行います。

- 日常よりコミュニケーションをはかる
- 個別（カンファレンスを含む）や団体（親の会等）の面談等の場の設定
- 連絡ノートを活用
- アンケートの実施
- 投書箱「声の箱」の設置 → 外来・病棟・通園の5箇所
- 苦情受付 → 掲示による周知

【目 標】

市実施のアンケートに関して

| | H28 | H29 | H30 |
|-----|-------|-------|-------|
| 満足度 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 |

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

- ① ご意見・ご要望・苦情などの情報の入手 … 前項アのとおり
- ② 所管科による対応の検討 → 対応（説明や具体的改善事項の実施）
〈施設全体に関わるもの、重要なもの〉
- ③ 幹部会議（所内における最高会議）における対応案の承認
- ④ 所管科による回答（ケースにより所長・副所長対応）
 - 投書など書面による場合、記名は本人に、匿名は掲示により回答
 - 投書以外は、面談による説明回答

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

本事業団は、福祉サービス向上のため、利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えており、今後もこの体制を継続し、利用者の満足度向上を図ります。

〈別紙7 総合療育センター苦情解決の仕組み〉

〈別紙8 福祉事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙9 福祉事業団苦情解決の事務取扱要領〉

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

利用者にとって有益な情報は各種方法により提供しており、今後もより一層の内容充実を図ります。

- ① 利用者情報誌の発行
 - 「かわら版」 地域支援室 (年 4 回)
 - 「園だより」 通園 (月 1 回)
 - 「フレンド」 病棟 (月 1 回)
 - 「ナイス遯」 ナイスデイ (月 1 回)
- ② 各通園、病棟のホールや廊下に掲示板を設置し、情報を掲示します。
- ③ 利用者向けの「連絡ノート」を作成します。

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

- ① 「個別支援計画」に関して、保護者の意見・要望を取り入れるとともに、保護者へ内容を開示し、説明を行います。
- ② 行事を実施する際、保護者の意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ③ 入所利用児に関して、おやつや食事に対する意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ④ 通園利用児に関して、通園しやすい曜日の設定などの調整は、保護者の要望を聴取し、できる限り反映させます。

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

現在、センター地域支援室で受け付け管理している、医療型障害児入所施設、療養介護施設入所希望者(待機者)は 70 人を超えています。

ご家族の高齢化などの理由で施設入所を希望されても、本センター入所部門 80 床(短期入所専用床を除く)のベッド稼働率はほぼ 100%で、これに容易には答えられない状況にあります。

このような状況の中、平成 26 年 5 月に「北九州市立総合療育センター再整備基本計画」が取りまとめられ、診療科の増加など外来診療機能の充実や濃厚な医療管理を要する児童等の受け入れ態勢の充実、入所児が必要とする医療的ケア、介護支援に応じた体制を整備できる病棟構成などが実現します。

また、病床数も 65 増床され、現在在宅でご家族と暮らされている方々に施設入所の必要性が生じた場合の受け入れ態勢が確保されます。

今後は、これらの充実した機能を十分に活用できるよう、

- ① 医師の確保(小児科・精神科・リハビリテーション科・眼科の増員)
- ② 看護師やセラピスト等のマンパワーの確保
- ③ 各病棟の運営の見直しを行い、サービスの質の向上に努めます。

更に再整備計画の増床に伴い、スタッフの増員が必要となりますが、研修や日々の業務内での OJT を行い、これまでと同様にサービスの質を確保し、維持していきます。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

- ① 適正な価格による物品購入を行うため単価契約を導入しており、今後もこの方法を継続することにより経費縮減を図ります。

〈主な契約内容〉

- 医薬品
- 診療材料
- 歯科材料
- 検査試薬

- ② 本事業団運営施設の委託業務については、事務局にて入札または見積競争により業者決定を行っており、今後もこの方法を継続することにより経費縮減を図ります。

〈主な契約内容〉

- 清掃業務
- 常駐警備業務
- 衣類洗濯・補修
- 消防設備保守点検
- 昇降機保守点検

- ③ 水道光熱費の節約

- 「水道」
手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めます。
- 「電灯」
各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。
- 「空調」
環境省が提唱している空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。

『クールビズ』 夏は **28度**基準 / 『ウォームビズ』 冬は **20度**基準

- ④ スタッフの強化のため、次の専門職を増員し、サービス機能やサービス量の向上を図ります。

| | |
|------------|----|
| 精神科 | 1名 |
| リハビリテーション科 | 1名 |
| 耳鼻咽喉科 | 1名 |
| 眼科 | 1名 |

イ 収入を最大限確保する提案について

収入を確保するには、先ず医師をはじめ、看護師、セラピスト等専門職の確保が必要です。小児科医の不足は、全国的な課題であり、当センターでも同様の状況です。また、精神科(児童精神科)、リハビリテーション科及び耳鼻咽喉科、眼科の医師の増員も今後の課題です。今後も医師の確保を目指してあらゆる努力を継続します。

また、医師が研修や研究できる環境を整えることや勤務日数や勤務時間に柔軟性を持たせる等のことで子育て中の女性医師が働きやすい環境を整える努力をしています。

看護師・セラピストについても、正規職員としての雇用を守り、育児休暇制度・介護休暇制度等の福祉厚生を充実し、働きやすい環境を整えています。

収入を最大限確保するために、

- ① 初診の待機時間をできる限り短くし、通園や訓練につなげていきます。
- ② 通園の受け入れ体制を整え、200人以上を受け入れます。
- ③ リハビリ訓練は、利用者に必要な回数を確保できるよう努めます。
- ④ 退院(退所)が発生した場合は、できる限り速やかに積堆者の受け入れができるよう努めます。

ウ 利用料金の設定について

以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 医科及び歯科点数表に定められた診療報酬
- 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号]
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及びびに要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
[平成 18 年厚生労働省告示第 523 号]

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性**ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について**

H26 年度決算と H27 予算を参考として増要素を加味

イ 指定管理業務の適切な再委託について

業務委託については、入札または見積競争により業者決定を行っており、今後もこの方法を継続することにより、品質と費用対効果の向上及び経費縮減を図ります。

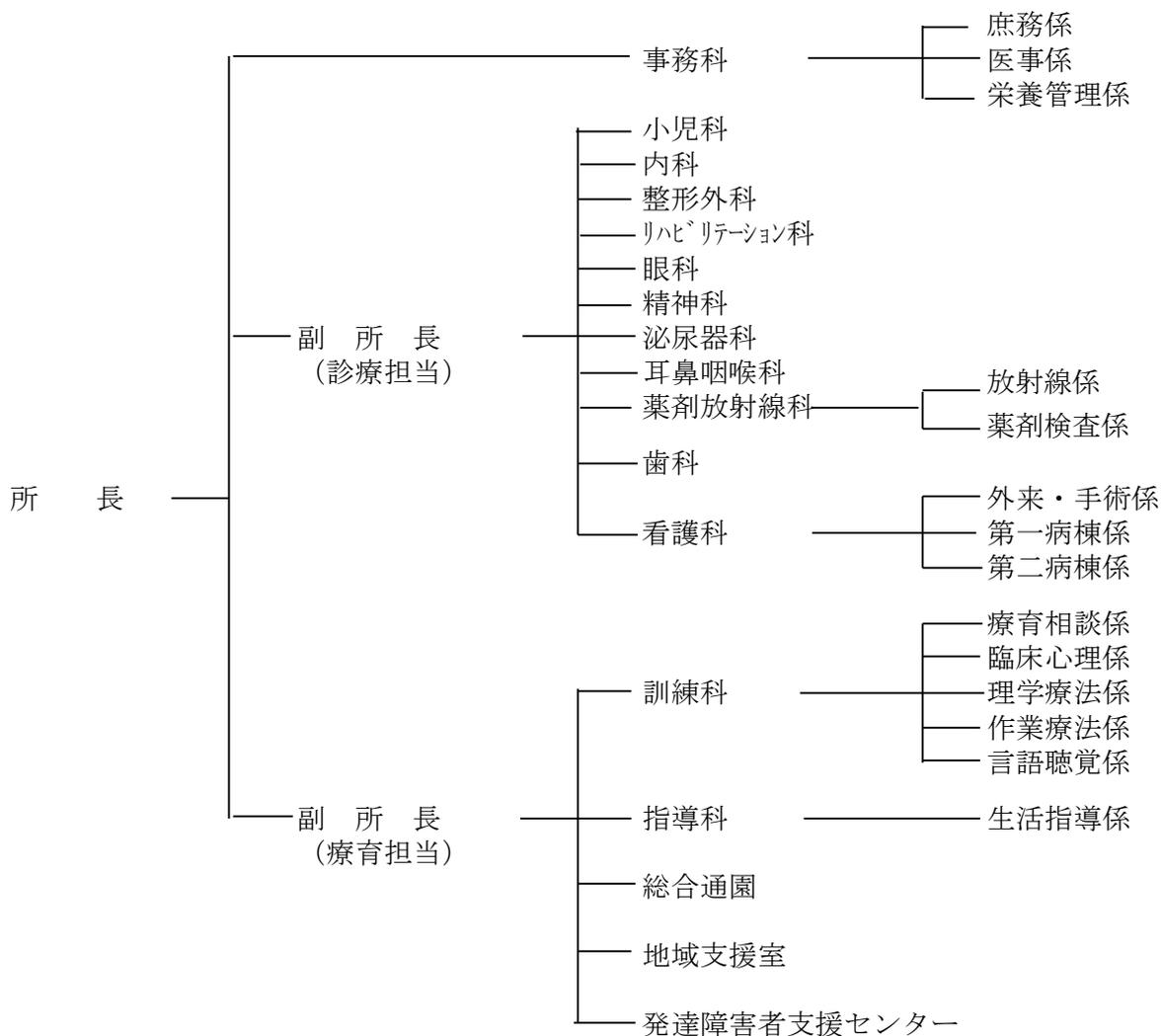
□ 再委託を行う主な業務及び保守点検

- 常駐警備業務
- 清掃業務
- 付帯設備管理業務
- 衣類洗濯・補修業務
- 通園バス運行業務
- 診療報酬計算請求事務及び医事窓口受付業務
- 電気設備保守点検業務
- 昇降機保守点検業務
- 電話交換設備保守点検業務
- 空調関連設備機器保守点検業務
- 消防設備保守点検業務

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

〈管理体制〉



〈各種委員会〉

| | | | |
|------------|---------------|--------------|---------------|
| サービス向上委員会 | ボランティア委員会 | リスクマネジメント委員会 | 衛生管理委員会 |
| 院内感染対策委員会 | 医療ガス安全管理専門委員会 | 栄養管理専門委員会 | 研修専門委員会 |
| IT化推進専門委員会 | 褥瘡対策委員会 | 手術室調整委員会 | 輸血・特生物製品管理委員会 |

〈別紙 10 総合療育センター委員会規程〉

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

| | 配置数 | 正規 | 非常勤 | |
|----------|-----|-----|-----|---------------------------|
| 医師 | 12 | 11 | 1 | 小児4 内科1 整形4 眼科1 リハ科1 精神科1 |
| 歯科医師 | 2 | 2 | | |
| 薬剤師 | 2 | 2 | | |
| 診療放射線技師 | 2 | 2 | | |
| 臨床検査技師 | 6 | 6 | | |
| 看護師 | 64 | 64 | | |
| 准看護師 | 5 | 5 | | |
| 歯科衛生士 | 4 | 4 | | |
| 理学療法士 | 10 | 10 | | |
| 作業療法士 | 9 | 9 | | |
| 言語聴覚士 | 8 | 8 | | |
| 視能訓練士 | 3 | 3 | | |
| 視覚障害生活 | 1 | 1 | | |
| 心理士 | 11 | 11 | | |
| メンタルワーカー | 3 | 3 | | |
| 栄養士 | 2 | 2 | | |
| リハビリ工学 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 34 | 34 | | |
| 指導員 | 15 | 15 | | |
| 家庭訪問指導 | 1 | 1 | | |
| 事務員 | 15 | 15 | | |
| 自動車運転手 | 1 | 1 | | |
| 看護補助員 | 3 | 2 | | |
| 調理員 | 8 | 7 | 1 | |
| | 221 | 219 | 2 | |

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

① 国家資格を要する専門職種は以下のとおりです。

| | 人数 | 経験年数(平均) | 根拠規定 |
|---------|----|----------|---------------------------------|
| 医師 | 12 | 21 | 医師法（昭和 23 年法律第 201 号） |
| 歯科医師 | 2 | 19 | 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号） |
| 薬剤師 | 2 | 27 | 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号） |
| 診療放射線技師 | 2 | 21 | 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号） |
| 臨床検査技師 | 6 | 29 | 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号） |
| 看護師 | 64 | 16 | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号） |
| 准看護師 | 5 | 20 | 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号） |
| 歯科衛生士 | 4 | 21 | 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号） |
| 理学療法士 | 10 | 16 | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 作業療法士 | 9 | 18 | 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号） |
| 言語聴覚士 | 8 | 10 | 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号） |
| 視能訓練士 | 3 | 19 | 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号） |
| 栄養士 | 2 | 20 | 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号） |
| 保育士 | 34 | 9 | 児童福祉法第 18 条 |
| 社会福祉士 | 20 | 9 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） |
| 介護福祉士 | 11 | 11 | 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） |

② 専門職種の採用にあたり、一定の資格を要するものは以下のとおりです。

| | 人数 | 経験年数(平均) | 資格要件 |
|-----|----|----------|--------------------------------|
| 心理士 | 11 | 11 | 4年制大学以上で心理学又は心理学隣接諸科学を専攻し卒業した者 |

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針に基づいた「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、本事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

【求める人材像】

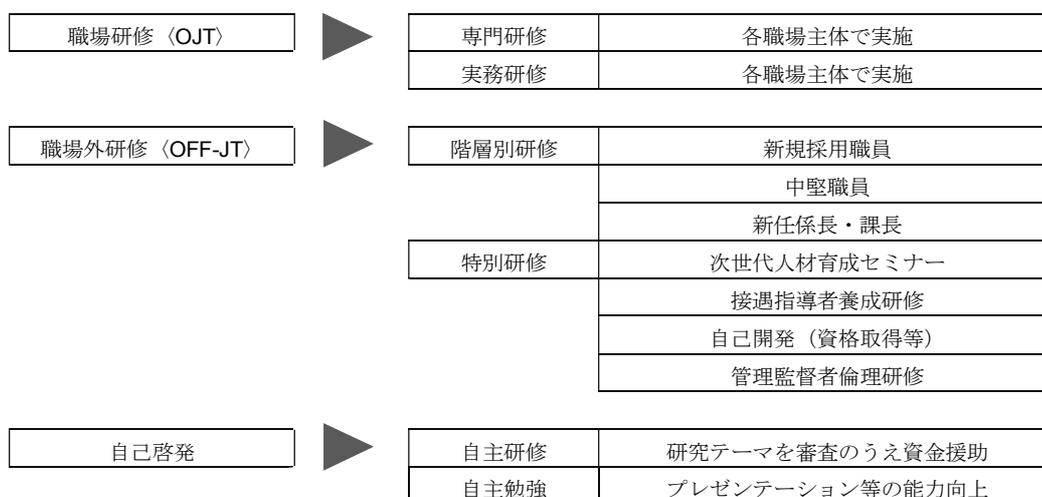
1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修は OJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成



〈別紙 11 人材育成基本方針〉

□ 専門研修

① 職場内研修

医療系多専門職で構成される職場であることから、科や係など職種単位で定期研修の場を設けている外、リスクマネジメントや感染予防など医療安全関係、臨床例による学会形式での学術集会など各専門性の枠を超えた全体研修も定期に実施します。

◇職種単位での研修

- i 整形外科・リハ科...週 1 回(時間外・自主)...整形・リハ関連医学書の抄読会
- ii 看護科...月 1 回(時間外・自主)...医療、福祉全般の講習(内部講師による)
- iii 理学療法係...週 1 回(時間外・自主)...技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- iv 作業療法係...週 1 回(時間内)...技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- v 言語聴覚係...月 2 回(時間内)...技法の習得やリハ関連医学書の抄読
- vi 臨床心理係...月 2 回(時間内)...評価法・指導法の習得等
- vii 指導科...月 1 回(時間外・自主)...年度末の報告会(療育研修会)へ向けテーマを決め検討
- viii 地域支援室...週 1 回(時間内)...ケース検討、関連事項習得(内部講師による)

◇全所レベルでの研修、多科関連研修

- i イブニングレクチャー(研修委員会運営)...月 1 回...医療、福祉、運営全般
- ii 学術集会(研修委員会運営)...年 1 回...学会形式による学術発表
- iii 症例検討会(訓練科運営)...月 1 回...臨床例による症例検討

〈別紙 12 所内研修実績〉

〈別紙 13 学術集会プログラム及び案内リスト〉

② 職場外研修

専門別、多科共通などで各種学会、講習会、研修会等に参加受講

〈別紙 14 職場外研修実績〉

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

① 関係機関・団体との連携

- i 近隣の障害者支援施設、地域活動センター、障害児入所施設に医師を派遣
- ii 肢体系特別支援学校の修学旅行、宿泊訓練、緊急時等対応業務に医師、看護師を派遣
- iii 教育支援委員会(市教委)に医師、言語聴覚士、通園長(保育士)を派遣
- iv 各区役所開催の「わいわい子育て相談事業」に心理士、作業療法士、保育士等を派遣
- v 小児等在宅医療推進事業の受託・実施

② 地域との交流

- i ひよこ通園の肢体不自由・重症心身障害のある児のクラスは、地域の保育所(「今町保育所」「城野保育所」「若園保育所」と)の交流保育(各園年 2 回程度)を継続実施
- ii 所内行事「あだちまつり」(毎年 10 月開催)に春ヶ丘、若園 1 丁目町内会および小倉南区民生委員児童部会・障害者部会を招待
- iii 北方小学校の「こども 110 番」指定施設承諾

〈別紙 15 あだちまつり案内及び招待リスト〉

③ 実習生受け入れ

各専門職養成校等から年間延べ2千人超の実習生を受け入れ

※詳細は添付「年報」29～30頁参照

〈別紙 16 実習生受け入れマニュアル及び実績〉

④ ボランティア受け入れ

リネン交換や音楽ボランティアの外親子通園時の兄弟託児ボランティア等を受け入れ

※詳細は添付「年報」30-31頁参照

〈別紙 17 ボランティア受け入れマニュアル及び実績〉

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

本事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。

個人情報の保護や開示請求に対して適切に対応するため、情報管理体制を整備しており、今後もこの体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

□ 個人情報の保護

- ① 本事業団は「事業団個人情報保護規程」に基づき、情報の保護に取り組みます。
- ② 総合療育センターは「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」及び「総合療育センター個人情報保護方針」を策定し、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、一層の管理徹底を図ります。
 - 個人情報の入手
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
 - 利用目的の通知
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
 - 個人情報の保管
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
 - 個人情報の処分
退園児童の情報は、規程のあるもの以外は、速やかに処分します。

□ 情報の開示

本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

〈別紙 18 個人情報保護規程〉

〈別紙 19 総合療育センター個人情報保護方針〉

〈別紙 20 情報公開規程〉

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

児童に対する虐待が社会問題として深刻化している中、本事業団はこの状況を真摯に受け止め、利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

- ① 人権研修の実施 年 2 回
- ② 子ども総合センターなど関係機関への速やかな通報

また、20 歳以上の入所者に対して、選挙への対応をマニュアル化し、情報提供と権利行使について適正な対応を行っており、今後もこの対応を適切に行います。

〈別紙 21 虐待防止マニュアル〉

〈別紙 22 身体拘束防止マニュアル〉

〈別紙 23 選挙権行使の実施要項〉

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- ① 利用者の要望を把握するとともに、子ども総合センターと協議・調整を行います。
- ② 子ども総合センターとの調整結果に基づき、最善のサービス提供を図っており、今後も利用者にとって公平な対応と配慮を行います。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

□ 安全対策

リスクマネジメント委員会を中心として、事故や感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めており、今後もこの体制を継続し、事故防止の徹底と速やかな対応を図ります。

- ① 施設内の巡回点検を計画に従い、年 15 回実施し危険箇所の発見、改善に努めます。
- ② 各部門では、遊具・設備の安全の安全点検を月 1 回実施します。
- ③ 「事故報告」とその対応策は施設内で回覧するとともに、リスクマネジメント委員会に報告され、さらに分析、検討を行い安全確保に役立てます。
- ④ 「ヒヤリ・ハット」の報告は随時行い、危機回避に配慮します。
- ⑤ デイケア利用者の送迎にあたっては、急変に備え、運行系路上の医療機関の把握を行います。
- ⑥ AED を設置し、救急対応に配慮します。
- ⑦ 安全管理の研修を年 2 回以上実施します。

〈別紙 24 日常生活支援マニュアル〉

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 安全管理指針
- 院内感染対策
- 褥瘡対策指針
- 輸血・特生物製品管理指針
- 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書
- 食中毒発生等における対応マニュアル
- 給食衛生管理マニュアル

□ 事故発生時の対応

事故発生時には、被災者の救命、被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告、情報の把握及び提供を行っており、この体制を継続します。

また、「安全管理マニュアル」に「安全管理に関するシステム」、「事故発生時の報告体制」、「事故発生時の初期対応」及び「事故対応の流れ」を定め、職員への周知を行っており、今後もマニュアルの周知徹底、事故の発生予防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 事故発生時の報告体制
- 事故発生時の初期対応
- 事故報告書様式
- 施設入所者に係る事故速報様式

オ 衛生管理及び感染防止への対応策などについて

リスクマネジメント委員会を中心として、感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めます。また、防止の徹底と速やかな対応を図ります。

〈別紙 26 食中毒緊急対応／給食衛生管理マニュアル〉

- 院内感染対策マニュアル
- 食中毒緊急対策マニュアル
- 給食衛生管理マニュアル

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

防災計画を策定し、風水害・火災等の災害の発生に備えるとともに、防災訓練及び所内研

修等を通じて職員の意識向上に努めており、今後も継続して危機管理体制の強化を図ります。

□ 防 犯

- ① 施設内 4 箇所に防犯ブザーを設置しており、防犯対策を継続します。

□ 防 災

- ① 防災計画を策定しており、職員への周知徹底を継続して行います。
 ② 消防計画を消防署へ提出します。
 ③ 防災訓練を各部門では月 1 回、施設全体では年 2 回実施しており、訓練を継続します。
 ④ 法定の消防設備点検を実施します。
 ⑤ 事務局・職員・保護者への連絡網の整備を継続します。

□ 危機管理体制

① 緊急連絡網

- 施設と事務局間、施設内の緊急連絡網の整備を継続します。

② 動員計画

- 災害発生時の自衛防災組織、動員計画の整備を継続します。

〈別紙 25 安全管理関連のマニュアル〉

- 防災計画

北九州市立総合療育センターに関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

| 区 分 | 収入計画 | | | 計 | 摘 要 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1. 児童福祉事業収入(措置費) | 29,911 | 29,911 | 29,911 | 89,733 | |
| 2. 障害福祉サービス等事業収入 | 459,790 | 459,790 | 459,790 | 1,379,370 | 収入項目内訳書のとおり |
| 自立支援給付費収入 | 223,595 | 223,595 | 223,595 | 670,785 | |
| 障害児施設給付費収入 | 163,801 | 163,801 | 163,801 | 491,403 | |
| 利用者負担金収入 | 17,018 | 17,018 | 17,018 | 51,054 | |
| その他の事業収入 | 55,376 | 55,376 | 55,376 | 166,128 | |
| 3. 医療収入 | 1,181,620 | 1,181,620 | 1,181,620 | 3,544,860 | |
| 4. 受託事業収入 | | | | | |
| 5. 経常経費寄付金収入 | 4 | 4 | 4 | 12 | |
| 6. その他の収入等 | 18,485 | 18,485 | 18,485 | 55,455 | |
| 7. 施設整備等による収入 | 4 | 4 | 4 | 12 | |
| 8. その他の活動による収入 | 8 | 8 | 8 | 24 | |
| 収入合計(A) | 1,689,822 | 1,689,822 | 1,689,822 | 5,069,466 | |

【支出見積】

| 区 分 | 支出計画 | | | 計 | 備 考 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | | |
| 1. 事業費 | 285,004 | 285,004 | 285,004 | 855,012 | 支出内訳書(1)のとおり |
| 2. 人件費 | 1,497,371 | 1,497,371 | 1,497,371 | 4,492,113 | |
| 3. 事務費 | 121,565 | 121,565 | 121,565 | 364,695 | |
| 4. その他の支出 | 402 | 402 | 402 | 1,206 | |
| 5. 流動資産評価損による資金減少額 | 234 | 234 | 234 | 702 | |
| 6. 施設整備等による支出 | 1,348 | 1,348 | 1,348 | 4,044 | |
| 7. その他の活動による支出 | 14,202 | 14,202 | 14,202 | 42,606 | |
| 合 計(B) | 1,920,126 | 1,920,126 | 1,920,126 | 5,760,378 | |

【収支明細】

| | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 収入合計(A) | 1,689,822 | 1,689,822 | 1,689,822 | 5,069,466 | |
| 支出合計(B) | 1,920,126 | 1,920,126 | 1,920,126 | 5,760,378 | |
| 収支差(A)-(B) | -230,304 | -230,304 | -230,304 | -690,912 | |
| 指定管理料 | 230,304 | 230,304 | 230,304 | 690,912 | |

